

豊橋市多文化共生推進計画

2014－2018

平成26年3月

豊橋市

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制100周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成18年12月18日

愛知県豊橋市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の策定体制	2

第2章 多文化共生の現状と課題

1 全国的な在留外国人数の推移	3
2 本市におけるこれまでの変化	3
3 今後取り組むべき課題	6
4 多文化共生推進の必要性	8
5 多文化共生推進の意義	9

第3章 基本方針

1 基本理念	10
2 基本目標	10
3 計画の体系	11

第4章 計画の基本目標と施策の方針

1 多文化共生の意識づくり	
1-① 人権尊重の意識づくり	12
1-② 相互理解の促進	14
2 元気な地域づくり	
2-① 協働の仕組みづくり	16
2-② 地域を担う人材の育成	18
3 暮らしやすいまちづくり	
3-① 安心して暮らせる環境づくり	20
3-② 情報提供の充実	23
4 夢を持てる社会づくり	
4-① 子どもの学習環境の充実	26
4-② 就業環境の改善・就業支援	30

第5章 役割と推進体制

1 役割分担	
(1) 国・愛知県	32
(2) 豊橋市	32
(3) 学校（小学校・中学校・高等学校、外国人学校）	32
(4) 豊橋市国際交流協会	33
(5) NPO・ボランティア団体	33
(6) 地域コミュニティ	33
(7) 外国人市民・日本人市民	34
(8) 民間企業	34
(9) 保育所・幼稚園・託児所	34
2 計画の推進について	35

第6章 多文化共生推進計画事業について

1 多文化共生推進計画 目標指標一覧	36
2 多文化共生推進計画 事業一覧	37

(参考資料)

1 アンケート調査の概要	48
2 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議	60

■外国人市民■

豊橋市に在住する外国人市民は、外国籍のままの人もありますが、日本国籍を取得する人や、国際結婚などによって生まれた子どもなど外国人の親の文化を背景に持つ人も増えています。このような外国にルーツをもつ人は、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があります。

そこで、本計画ではこれらの人々も視野に入れ、「外国人市民」という呼称を用いることとします。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

外国人の急激な増加への対応のため、国は2006（平成18）年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体の多文化共生推進に関する指針を示しました。これを受けて、愛知県でも2008（平成20）年に「あいち多文化共生推進プラン（計画期間2008－2012）」を策定しました。

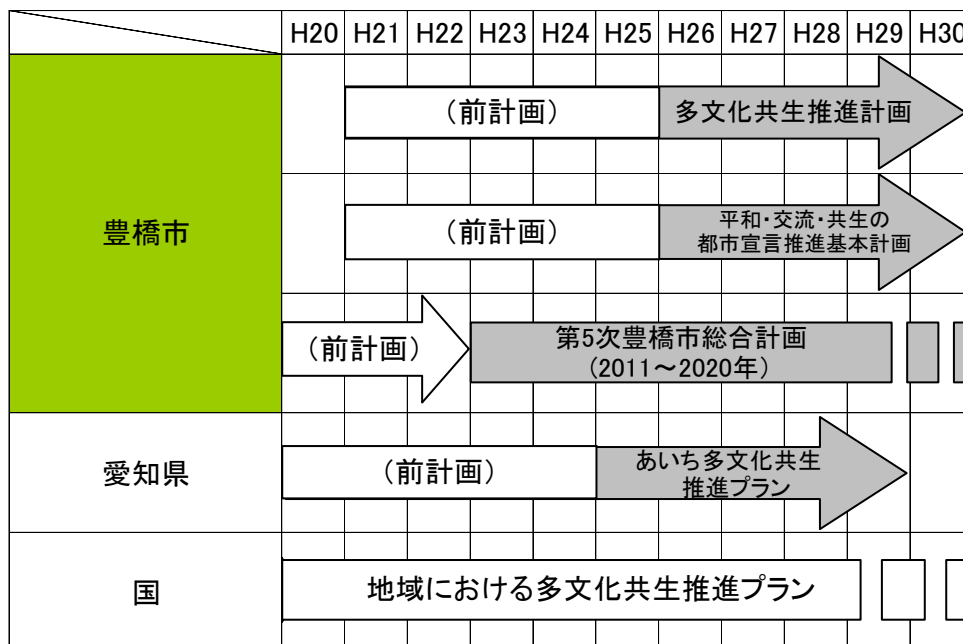
本市においても、2006（平成18）年に「平和・交流・共生の都市宣言」を行い、都市宣言の本旨の実現に向けて、2009（平成21）年には「平和・交流・共生の都市宣言推進計画（計画期間2009－2013）」を策定し、この計画における共生分野の具体的行動計画として、同年に「豊橋市多文化共生推進計画（計画期間2009－2013）」（以下「前計画」という。）を策定しました。以降、その基本理念や基本目標のもと、これまで様々な分野で多文化共生に資する施策に取り組んできました。

しかし、この間、わが国の社会経済情勢は急速な変貌をとげ、日系ブラジル人の大幅な減少や外国人市民の多国籍化、定住・永住等在留資格の構成の変化など、本市の多文化共生を取り巻く環境は大きく変わってきています。

そこで、前計画期間の終了を機に、今日の状況に即した、より実効性の高い多文化共生施策を総合的に進めていくため、「豊橋市多文化共生推進計画2014－2018」（以下「本計画」という。）を策定しました。

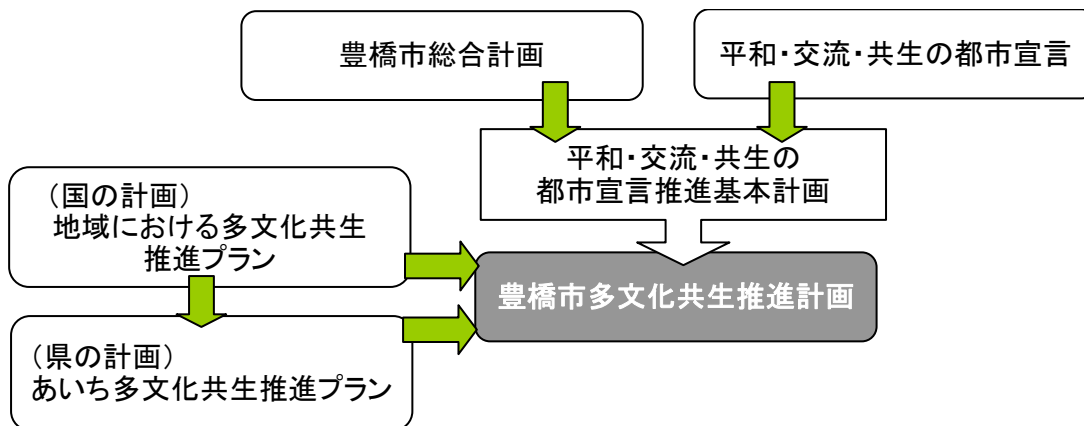
2 計画の期間

2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの5年間とします。



3 計画の位置づけ

この計画は、「豊橋市総合計画」を上位計画として、多文化共生に係る本市の特性や、これまでの課題、国や県、本市の検討会議など、様々な提言、意見等を踏まえて体系的にまとめたものです。また、「平和・交流・共生の都市宣言」を受けて、「平和・交流・共生の都市宣言推進基本計画」の共生分野における具体的な行動計画として位置づけられています。

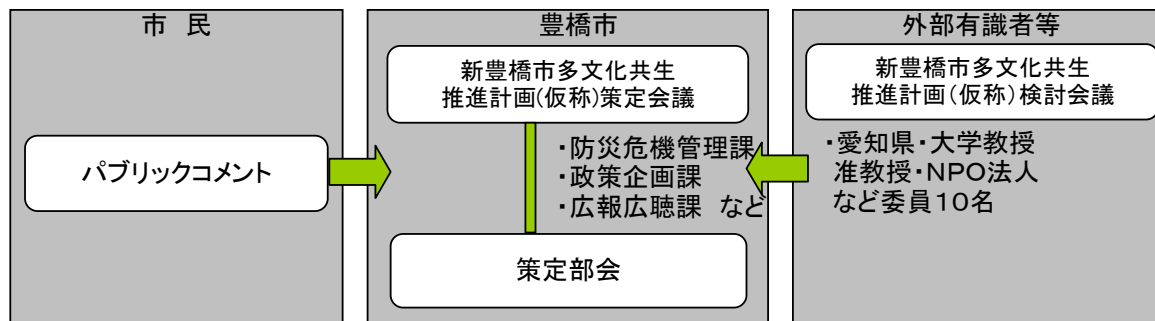


4 計画の策定体制

本計画を策定するため、庁内に新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議と、その下部組織として策定部会を設置しました。

また、外部有識者から意見を聴取するため、市内大学教授を会長として、県、NPO、自治会、関係機関・団体などで構成される、新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議を設置しました。

なお、パブリックコメントにより広く市民意見の反映にも努めています。

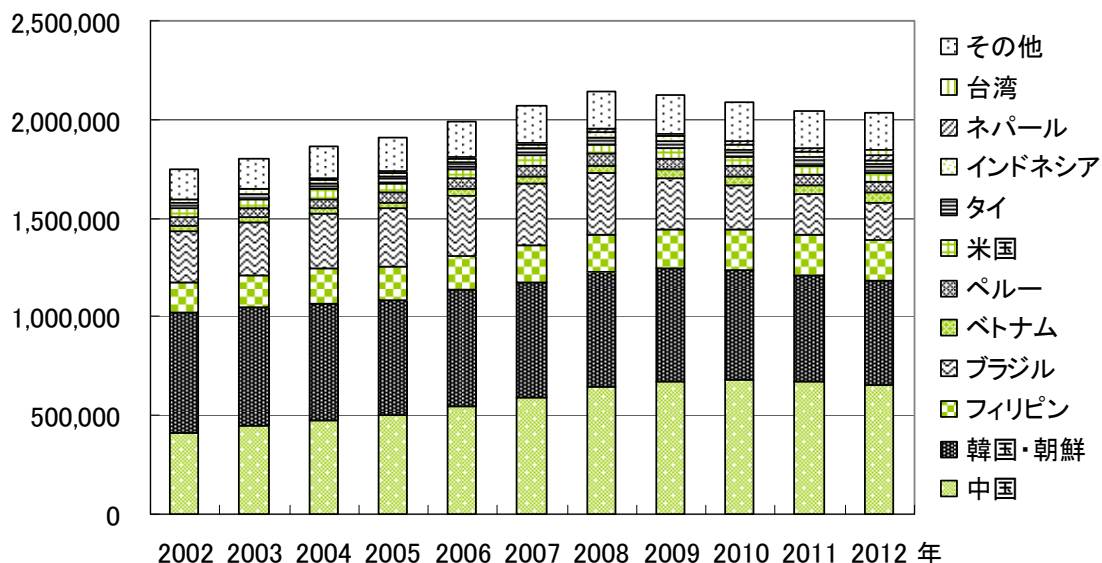


第2章 多文化共生の現状と課題

1 全国的な在留外国人数の推移

日本に在留する外国人の数は、2012（平成24）年末全国統計によると、最も多い国籍が中国であり、順に韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルと続いています。ニューカマーと呼ばれるブラジル国籍の外国人は、2011（平成23）年までは、中国、韓国・朝鮮に続き全国でも3番目に多い在留外国人でした。しかし、2007（平成19）年をピークとしてブラジル国籍は減少し続け、その一方でフィリピン国籍は年々増加し、今ではその順位が逆転するまでとなっています。このように、ブラジル国籍の減少とフィリピン国籍の増加が全国的な傾向となります。

〈全国の国籍・地域別在留外国人数〉
人



（平成24年末法務省統計より）

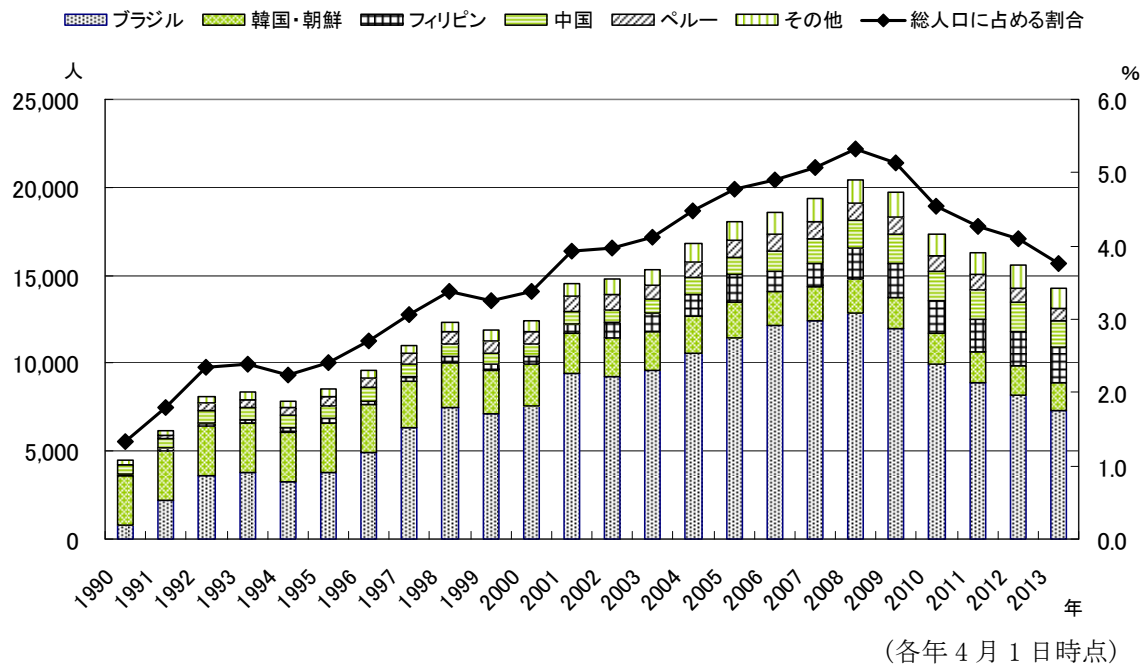
2 本市におけるこれまでの変化

前計画策定当時は、外国人市民の急激な増加により、施策の展開や受入体制が充分に対応できていない状況でした。そのため、多文化共生に関わる取組みを、計画的かつ総合的に展開することを目的として、2009（平成21）年3月に前計画を策定しました。

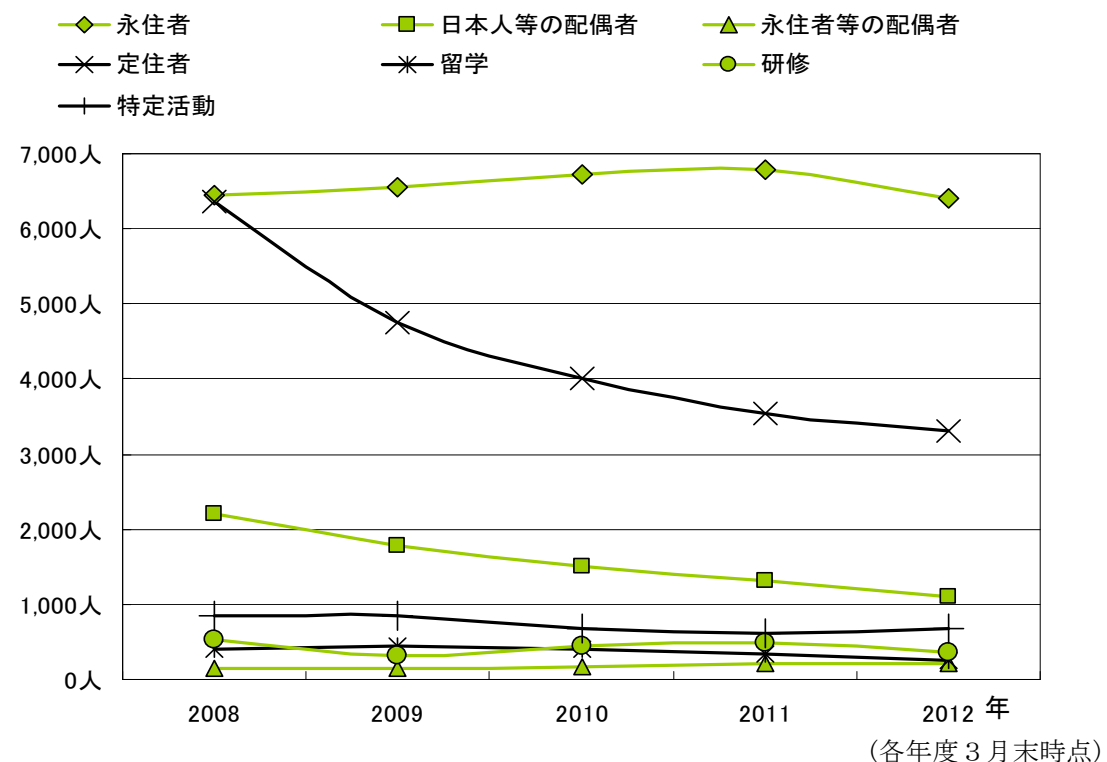
しかし、2008（平成20）年秋以降のリーマンショックを契機とした世界的経済状況の悪化の影響や2011（平成23）年3月の東日本大震災などにより、今後も増加

すると見込まれていた外国人市民、特に日系ブラジル人市民については、全国的な傾向と同様に大幅に減少し、フィリピン人市民は年々増加している状況です。また、「定住者」が減少し、「永住者」の在留資格を取得する者が概ね増加傾向にあり、永住志向の強い外国人市民が増えるなど、本市の外国人市民を取り巻く状況は大きく変化しています。

〈豊橋市の外国人市民人口の推移〉



〈豊橋市の外国人市民の主な在留資格〉



・外国人市民の状況の多様化

地域に多く暮らす外国人市民は、日系ブラジル人を中心として減少しています。一方でフィリピン人については年々増加しており、地域に暮らす生活者としての多国籍化が進んでいます。また、これまで集住傾向にあった外国人市民の居住形態も分散化するなど、多様化しています。

・多文化共生施策の充実

外国人情報窓口の設置や、外国人相談業務の充実、各種行政情報の多言語化、各課への通訳の配置、地域共生懇談会の実施など多文化共生社会の実現に向けて多くの取り組みが行われてきました。

外国人情報窓口では年々その取扱件数が増加しており、多くの外国人市民が利用しています。外国人相談業務については、バイリンガル相談員によるポルトガル語での対応を行い、また、広報紙や防災マップ、ごみの分別の仕方など多くの行政情報を多言語に翻訳しその周知を図っています。市役所窓口においては、通訳の配置により外国人市民が気軽に来庁することができる環境を整え、地域においては、外国人集住地区をモデル地区として日本人市民と外国人市民が安心して暮らしていくための、地域懇談会の実施や多文化共生推進員による翻訳・通訳支援と、その取り組みは多岐に渡っています。

また、子どもの学習環境についてもプレスクールやアフタースクール、外国人児童生徒相談コーナーの開設・充実など、市や国際交流協会、教育委員会、NPO等民間団体の取り組みにより、不登校児童対策や高校進学率の上昇などにおいて着実に改善が図られ、外国人児童生徒に対する支援のノウハウも蓄積されてきました。

・多文化共生の意識の芽生え

地域で行われる日本人市民と外国人市民との交流事業や、NPOによる日本語学習・就労支援などの取り組み、行政における各種多文化共生の推進事業などにより、多文化共生に関する市民意識は少しずつ向上してきています。また、かつて「外国人問題」と呼ばれたような、日本人市民と外国人市民との間のトラブルも計画策定当時の状況からは減少しています。現在では、外国人市民が自治会役員となり、地域の翻訳や通訳の支援を行うなど、地域の多文化共生の担い手として活躍しつつある状況も出てきています。

3 今後取り組むべき課題

外国人市民の状況の多様化や、前計画に基づく取り組みの成果を踏まえ、今後取り組むべき課題を次のように整理します。

・相互理解の促進

地域の日本人市民と外国人市民の懇談会の開催や日本語教室の充実など、「多文化共生意識の学習機会づくり」を進めた結果、外国人集住地区を中心とした地域では、自治会のイベント活動に外国人市民も多く参加するなど、日本人市民と外国人市民の距離感は近くなってきています。

一方で、同じ地域でともに暮らしながらも、未だ距離を感じる日本人市民が多く存在していることから、「多文化共生意識の学習機会づくり」から一歩進めた「相互理解の促進」が求められます。

・協働の仕組みづくりと地域を担う人材の育成

生活上のルールを紹介や、地域の交流活動などを通して、外国人市民の地域社会への参加を促し、「地域社会への参加の仕組みづくり」を進めてきました。また、外国人市民会議や懇談会の開催により、「外国人市民の意見反映の仕組みづくり」に取り組んできました。その結果、外国人市民が自治会の役員として地域の担い手となり活躍するなど、日本人市民と外国人市民が互いの意見を尊重しながら、協働のまちづくりを行う風土が形成されはじめています。

一方で、地域の母体である自治会の存在や意義を未だ知らない外国人市民が多く存在していることなどから「地域社会への参加の仕組みづくり」と「外国人市民の意見反映の仕組みづくり」から一歩進めた「協働の仕組みづくり」と併せて日本人市民と外国人市民の橋渡しや地域参加の手助けとなる「地域を担う人材の育成」が求められます。

・外国人市民の多様化に伴う取り組み

これまで日系南米人を対象とした取り組みを進めてきましたが、多国籍化や居住地域の分散化などに対し、新たな視点から施策を進める必要があります。情報の提供については多言語化や「やさしい日本語」を活用するなど、より多くの国籍へ対応するための取り組みが必要です。また、居住地域の分散化にともない、効率的な情報提供手段も検討する必要があります。外国人市民の国籍や文化・習慣など様々な背景を考慮しながら施策を推進する必要があります。

・子どもの教育や就労支援、日本語教育や生活情報の提供の拡充

プレスクールやアフタースクール、小中学校での取組みなどこれまで様々な事業を実施してきました。今後も就学支援にかかる情報提供とともに、必要な人材の確保や団体との連携を一層強化していく必要があります。

子どもの教育については、その環境を整えるだけでなく、経済的側面も考慮する必要があります。そのため、保護者の就業支援、就労環境の改善に向けた取組みなど、多様な方面からの支援を継続していく必要があります。

また、日常生活や就学・就労のために必要な日本語教育についても、そのニーズをしっかりと把握し関連団体と連携しながら継続して取り組む必要もあります。

一方、日常生活や行政サービスなどに関する情報が、全ての外国人市民のもとに届くよう、多言語化への対応と併せて、その伝達手段についても充実を図る必要があります。

4 多文化共生推進の必要性

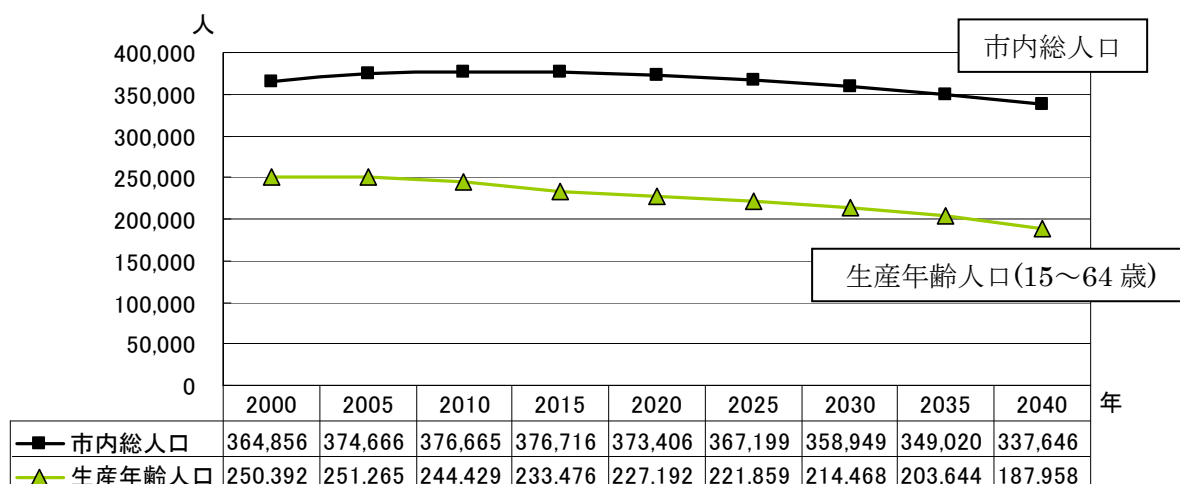
外国人市民人口は急増期を過ぎ、年々減少しつつありますが、外国人の長期定住化、永住化傾向が高まりつつある現在、外国人市民を日本人市民と同じ地域住民として認識する視点がより一層求められています。外国人市民への支援をこれまで通り総合的に行うとともに、対等な地域社会の構成員として活躍できるよう、日本人・外国人両市民へのサポートが重要となっています。

また、外国人市民も住民基本台帳に登録され、利便性の向上が図られた中で、多様な文化的背景、国籍を持つ市民が、より暮らしやすい地域づくりを進めていかなければなりません。

これまでの日系定住者のみならず、フィリピン国籍をはじめ、全国的にも増加傾向にあるアジア系諸国など、多国籍化する外国人市民についても同様です。

今後、日本の総人口は益々減少していくことが予想されており、生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、65歳以上の高齢者の増加が推計されています。このような人口減少と超高齢社会が到来する中、地域がより発展していくためには、外国人市民を含めた全ての人々が能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠であり、地域における多文化共生の必要性が高まっています。

〈豊橋市の人口の推移と将来推計〉



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口」より)

5 多文化共生推進の意義

◆人権の尊重

多文化共生のまちづくりの推進は、「日本国憲法」、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等で保障される人権尊重の趣旨に合致するものです。

国籍や民族の違いによらず、全ての市民の人権が尊重されることにより、暮らしやすい平和で明るい社会が実現されます。

◆市民の国際理解力の向上

多文化共生のまちづくりが進むことで、地域での異文化交流が活発となり、市民の異なる文化への理解能力も向上することが期待されます。こうした活動から新たな価値観、新たな文化、魅力ある地域を創出することが可能になります。

さらに国際的視野の広がり、異文化コミュニケーションに秀でた若い世代、平和貢献活動・国際協力活動に参加する人材の育成が可能となります。

◆元気な地域づくりの推進

地域の日本人市民と外国人市民が、互いの異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、地域における様々な活動とともに参加・協力することが必要です。外国人市民が日本人市民と同様に地域社会を支える担い手としての役割を十分に果たすことで、地域の一層の活性化や発展につながります。また、世界の人々とともに地域社会づくりを進めることによって、世界に開かれた地域産業・経済の振興にもつながっていきます。

◆安全で安心な暮らしやすいまちづくりの推進

外国人市民の定住化・永住化が進む中で、日本の法令や生活習慣などに対する理解と遵守を促進し、一時的滞在者としてではなく地域の生活者、地域住民として受入れることが一層求められています。日本人と外国人が共生する地域づくりを進めることにより、外国人市民のみならず、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりにつながっていきます。

◆夢を持てる社会づくりの推進

教育環境の整備により、外国人の子どもたちも、様々な選択肢の中から将来を決めることが可能となります。

また、就労環境の改善を図ることで、経済的にも社会保障の上でも安定した生活を送ることが可能となります。

こうした社会を実現することにより、外国人市民が地域の一員としてその役割を果たすことができ、地域や社会の活性化につながっていきます。

第3章 基本方針

1 基本理念

多文化共生社会の形成のため、目指し続けるべき目標として、前計画に引き続き、本計画においても次の基本理念を定めます。

互いの国籍や文化を認め合い、誰もが安心して元気に暮らせるまちづくり

国籍や民族・文化の違いを多様性に満ちた地域特性として活用し、異なる価値観や異文化を全ての市民が理解し、尊重し合いながら、その豊かさを共有し、日本人も外国人も地域とともに暮らす市民としてとらえる「多文化共生社会」の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標 1 「多文化共生の意識づくり」

基本目標 2 「元気な地域づくり」

基本目標 3 「暮らしやすいまちづくり」

基本目標 4 「夢を持てる社会づくり」

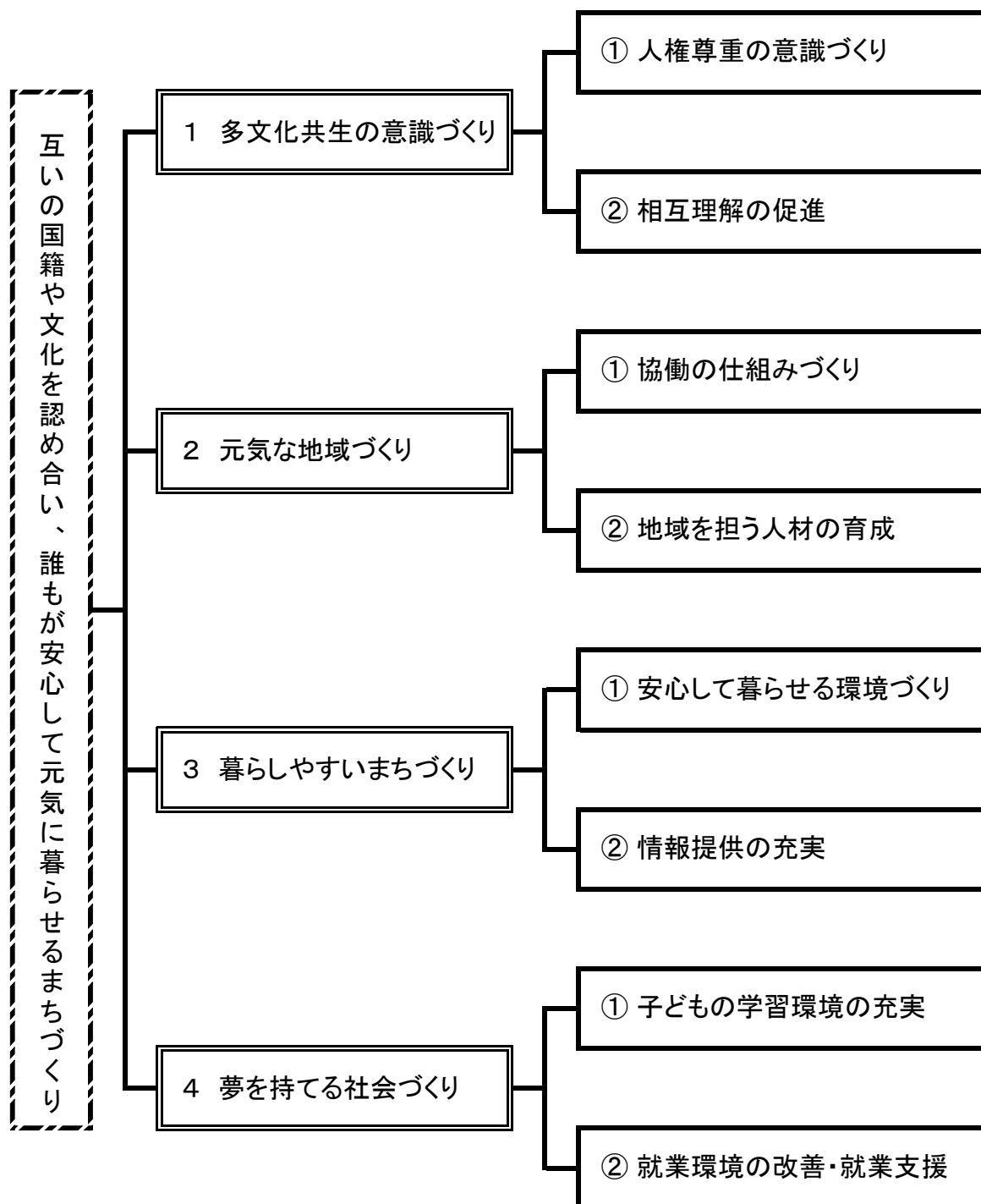
3 計画の体系

基本理念を実現するため、4つの基本目標ごとに現状と課題を整理し、これまでの社会情勢の変化や実績を踏まえ、今後取り組むべき施策の方針を明らかにします。

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方針】



第4章 計画の基本目標と施策の方針

1 多文化共生の意識づくり

【目指すべき姿】同じまちに暮らす隣人として、尊重し合い生活できる社会

多文化共生社会の実現には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や慣習の違い、考え方の違いを認め合い、お互いをより理解し合って、同じまちに暮らす隣人として尊重し助け合い生活していくことが大切です。

職場、地域、学校、また豊橋市国際交流協会やNPOの活動など、様々な機会、活動を通して、お互いをより身近に感じあえる多文化共生意識の啓発、交流や学習の場づくりを推進していきます。

1-① 人権尊重の意識づくり

目標値

指 標 名	現行値(2013)	目標値(2018)
外国人市民が増加することを好意的に感じる市民の割合	39.5%	50.0%

※市民意識調査による。

1) これまでの主な取組み

- ・ インターナショナルフェスティバルでの日本語スピーチコンテストなどを通じて、外国人の暮らしを知ることにより、相互理解や人権尊重意識の高揚を図ってきました。
- ・ 市職員向けの研修会などを通じて、外国人の慣習や価値観を尊重する意識の高揚を図ってきました。
- ・ 学校における人権教育については、道徳の時間などを通じて幅広く実施してきました。

2) 現状

- ・ 外国人市民が増加することを好意的に感じる日本人市民の割合は、概ね増加しており、人権尊重の意識は少しずつですが上がってきています。
- ・ 平成24年度市民意識調査では、「外国人市民が増加することをどう感じますか。」という問いに対して否定的意見が半数を占めており、人権尊重の意識が市民全体に十分に浸透しているとは言えません。
- ・ 日本人の中には、外国人犯罪のニュースなどを見て、または風評により、外国人の多くが悪いと考えてしまうことなどもあります。そのため、外国人市民が増加することに対して治安が悪化する可能性を感じる日本人市民も少なくありません。

3) 課題

- ・日本人市民にとって外国人市民が地域の一員としてともに暮らしていることを、より身近に感じられるような機会を充実させ、人権尊重の意識づくりを市民に広めていく必要があります。

ブラジルで盛んな「カポエイラ」の体験



青少年の国際理解の促進を図る
「地球体験学校」の様子

4) 実施事業

No.	事業名	事業概要
● 1	充実 人権尊重意識高揚の講演会・啓発の実施	【市】 人権尊重意識の高揚のため、国際協力活動に関する取組みについての研修会や、海外に派遣された職員の報告会、その他人権啓発活動を実施する。
2	継続 学校教育を通じた人権教育の実施	【市】 道徳・人権講座等の人権教育により児童生徒の人権に対する意識高揚を図る。

(●は重点事業)

1-② 相互理解の促進

目標値

指 標 名	現行値(2013)	目標値(2018)
多文化共生という言葉を知っている市民の割合	45.7%	55.0%

※市民意識調査による。

1) これまでの主な取組み

- ・豊橋市国際交流協会が主催する「にほんごきょうしつ」などの講座を開催するほか、市民やNPOなどが主体となって日本語学習や生活指導などを行ってきました。平成25年9月現在の「にほんごきょうしつ」では、ブラジル国籍をはじめ、中国、フィリピン、インドネシアなど、20カ国以上の外国人市民が日本語を学んでいます。
- ・毎年、4,000人近くの日本人・外国人市民が参加するインターナショナルフェスティバルでの異文化紹介や日本語スピーチコンテスト、国際交流サロンなどを通じて、相互理解の促進を図ってきました。
- ・市内小中学校と外国人学校との交流事業により、幼少期から外国人市民と触れ合う機会を設け、将来を担う子どもたちに、多文化共生の意識づけを行っています。また、一部の外国人集住地区では、子ども会で外国人児童との交流を行うなど、市民レベルでの交流も進んでいます。

2) 現状

- ・豊橋市国際交流協会やNPOなどが主催する語学教室の充実により、平成24年度外国人市民意識調査では、90%以上の外国人市民が一定の日本語会話などが可能と回答しています。
- ・文化や習慣の違い、読み書きを含めた言葉の壁から、日本人市民と外国人市民との間にトラブルが生じることは少なくありません。
- ・平成24年度市民意識調査では、「多文化共生という言葉を知ったことがありますか。」という問いに対し、半数以上の人が「聞いたことがない」と答えています。

3) 課題

- ・日本語学習については、受講者ニーズに合った講座を実施するとともに、多国籍化への対応が必要です。また、外国人市民の多くが一定の会話が可能と回答する一方で、生活上のトラブルも未だ発生しており、一層のコミュニケーション支援の充実が求められます。
- ・国や県、市、豊橋市国際交流協会、NPO、地域などが一体となり、文化や習慣の違いに触れることの出来る機会を充実し、相互理解を促進する必要があります。

「にほんごきょうしつ」の様子



「国際交流サロン」でブラジル料理を体験

4) 実施事業

No.	事業名	事業概要
3	継続 日本人市民と外国人市民との懇談会等の開催	【市】 住みよい地域にするために外国人市民と日本人市民が意見交換を行い、コミュニケーションを図るための懇談会等を開催する。
4	充実 相互理解を図るイベントの開催	【市・協会】 豊橋市国際交流協会やボランティア団体などとの連携・協力により、インターナショナルフェスティバルの実施や、東三河日本語スピーチコンテストなど、広域的な事業も含めて日本人市民と外国人市民との相互理解の拡大を図る。
5	継続 社会教育活動を通じた多文化共生意識づくり	【市】 PTA活動など、子どもを通じた社会教育活動をきっかけに、日本人の異文化に対する理解を深め、多文化共生の意識づくりを推進する。
● 6	新規 「やさしい日本語」の活用啓発 (注)	【市】 普段の業務や生活、地域において「やさしい日本語」の実践的な活用を促すため、市職員や市民に対して研修・啓発を実施し、その習得を図る。
7	充実 日本語学習機会の充実	【協会】 豊橋市国際交流協会やボランティア団体の開催する日本語学習教室への参加がしやすいものとなるよう、ニーズの把握や機会の拡大、きめ細かな開催情報の提供を行う。
8	継続 ポルトガル語ラジオ講座「はなそうポルトゲス」の実施	【協会】 エフエム豊橋にて、市民が初歩のポルトガル語会話を楽しく学べる番組を提供する。

(●は重点事業)

(注) No.6 「やさしい日本語」とは、普段使われている日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことを言います。

2 元気な地域づくり

【目指すべき姿】人々が互いに助け合い、ともに支えあう活力ある地域

元気な地域づくりを進めるためには、そこに住む人々が互いに助け合い、ともに支えあっていかなければなりません。

日本人市民と外国人市民のお互いが、ともに暮らし、地域をつくる生活者・地域住民として認め合うことが大切です。

外国人市民も、支援される側としてだけでなく、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手としての自覚を強く持つことが重要です。

日本人市民と外国人市民が手を取り合って、活力ある元気な地域づくりを進めていきます。

2-① 協働の仕組みづくり

目標値

指 標 名	現行値(2012)	目標値(2018)
外国人市民の地域のイベント参加率	43.0%	50.0%

※外国人市民意識調査による。

1) これまでの主な取組み

- ・多文化共生モデル地区の岩田校区では、住みよい校区をつくるための今後の活動内容をまとめた「住みよい暮らしづくり計画」の一環として、交流から共生の取組みをテーマとして取り入れるなど、その施策が進んでいます。
- ・外国人市民会議では、平成25年度現在、市内在住7カ国の外国人市民委員10名により、外国人市民が抱える課題や問題点などを話し合い、その解消に向けて取り組んでいます。
- ・フロアーアシスタントによる外国人情報窓口を、豊橋市へ転入した外国人市民が必ず訪れる市役所市民課隣に設置し、転入外国人市民を中心として、行政情報の提供・説明を行っています。また、窓口での対応件数は年々増加する中、自治会加入の説明も併せて行うなど、加入の促進が図られています。

2) 現状

- ・外国人の自治会への加入率は現行値で16.7%となっており、その割合は前計画策定時よりも低くなっています。
- ・平成24年度外国人市民意識調査では、「地域のイベント（お祭りや防災訓練など）に参加したことがありますか。」の問いに、43%の外国人市民が「参加したことがある。」と答えています。

- ・同調査において、「自治会の内容が分からないから加入していない。」と答えた外国人市民は20%以上であり、「自治会を知らない」と答えた外国人市民が半数以上おり、自治会への理解度の低さ、その周知が不足しています。
- ・一部の地域では外国人市民が自治会の役員となるなど、協働が進んでいる面もあります。

3) 課題

- ・未だ自治会の存在を知らない、多くの外国人市民に対して、地域活動の母体である自治会の周知と加入の促進を、一層進める必要があります。
- ・外国人市民の地域社会への参画を通して、地域や市政への外国人市民の意見反映へとつなげていく必要があります。

○外国人が多く暮らす校区别の状況

(平成25年4月1日現在)

校区名	世帯数				人口(人)			外国人の割合	
	世帯数	日本人	外国人	混合	総数	日本人	外国人	世帯	人口
岩田	6,538	5,428	1,011	99	16,068	13,800	2,268	15.5%	14.1%
石巻	1,098	952	123	23	3,067	2,675	392	11.2%	12.8%
多米	4,338	3,771	493	74	11,518	10,190	1,328	11.4%	11.5%
岩西	4,102	3,503	547	52	9,230	8,172	1,058	13.3%	11.5%
大崎	1,457	1,176	268	13	3,560	3,236	324	18.4%	9.1%

(豊橋市統計資料より)



柳原住宅での日本人・外国人市民のバーベキューの様子



外国人市民会議

4) 実施事業

No.	事業名	事業概要
● 9	充実 自治会加入促進のための啓発活動の実施	【市】 外国人市民に対して、地域社会のルール紹介や自治会への加入を促進するため、制度や活動などを紹介する機会を設け、地域社会への参加を促す。
10	継続 市営住宅新規外国人入居者向け自治会説明の実施	【市】 入居説明会にて通訳が入居のしおりを用いながら自治会の意義について説明、加入を促す。
11	充実 外国人情報窓口の設置	【市】 初めて来日した外国人、他市から転入した外国人に対して、ポルトガル語や「やさしい日本語」により、日本での生活上のルールや豊橋市のごみ分別などのルールを紹介する窓口を設置し、地域生活にスムーズに溶け込めるよう支援する。
12	継続 実態調査・アンケート調査の実施	【市】 外国人市民の現状や実態を把握するため、実態調査やアンケート調査を実施し、市政に反映させる。
13	継続 外国人市民の審議会等への登用	【市】 外国人市民が豊橋市のまちづくりなどに対して考えや意見が述べられるよう審議会等への登用を積極的に進める。
14	継続 外国人市民会議の開催	【市】 外国人市民の抱える課題や問題点、その解決策など外国人市民の視点での意見・情報交換を行い、市政に反映させる。

(●は重点事業)

2-② 地域を担う人材の育成

目標値

指 標 名	現行値(2013)	目標値(2018)
多文化共生・国際交流におけるボランティア数	170人	250人

※豊橋市国際交流協会登録ボランティア数。

1) これまでの主な取組み

- ・多文化共生・国際課や豊橋市国際交流協会では、外国人の子どもへの学習支援養成講座、日本語指導ボランティア育成講座など、様々な地域の担い手となり得る人材の育成に努めてきました。
- ・多文化共生活動実践者への感謝状の贈呈や、地域多文化共生リーダー養成講座などを開催し、地域の担い手育成を支援しました。

2) 現状

- ・平成24年度に自治会に対して調査したところ、一部の地域では外国人市民が自治会の役員となるなど、協働が進んでいる面もあります。
- ・同調査において、地域の通訳などを手伝ってくれる外国人市民も増えてきています。
- ・平成24年度市民意識調査では、多くの日本人市民が外国人市民に対して、自治会や子ども会などへの地域社会への参加のための支援や協力をしたいと答えています。

3) 課題

- ・外国人市民が地域の一員として活躍するための橋渡しを行う、地域の担い手となり得る人材の育成が日本人市民、外国人市民ともに十分ではありません。
- ・地域を担う人材の発掘、育成とともに、協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

4) 実施事業

No.	事業名	事業概要
15	充実 多文化共生コーディネーターの養成	【市・協会】 地域において、外国人市民の参加を促すイベント等の企画や日本人住民との意見調整などを行う多文化共生コーディネーターを外国人も含めて養成する。
● 16	新規 国際協力経験者等とのネットワークの構築と活用	【市・協会】 JICAボランティア経験者、留学生、外国人市民会議委員など、市内の国際感覚を有する人材に対して、多文化共生に関する情報を共有することで多様な人材でのネットワークを構築し、活躍の場を提供していく。

(●は重点事業)

3 暮らしやすいまちづくり

【目指すべき姿】誰もが地域の生活者として、安心して暮らせる環境

日本人市民、外国人市民が、ともに安心して生活するためには、外国人市民が日本で暮らす上で必要なルールや制度を十分認識し、地域住民としての義務や果たすべき責任を理解する必要があります。また、日本人市民も、外国人市民の暮らしや文化・習慣等を理解するよう努力する必要があります。

外国人市民が地域社会で安心して生活していくためには、母語で医療を受けられる環境整備が求められます。

また、市が外国人市民の居住実態を正確に把握し、生活に必要な情報や災害情報、住民としての義務などが、すべての外国人市民に伝わるようにしていくことが必要です。

そのために、広報紙やインターネット、電子メールなど様々な情報媒体を活用して、「やさしい日本語」や多言語による情報提供の一層の充実を行うとともに、日本語能力向上のための学習機会を充実していきます。

外国人市民も日本人市民も同じ地域に生きる生活者として、安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

3-① 安心して暮らせる環境づくり

目標値

指 標 名	現行値(2012)	目標値(2018)
外国人相談の苦情件数	19件	10件

※多文化共生・国際課での相談のうち苦情件数。

1) これまでの主な取組み

- ・バイリンガルの多文化共生推進員を設置し、多文化共生モデル地区をはじめ、地域の事業やイベント等の翻訳・通訳による支援、ワークショップを開催するなど、外国人市民との暮らしやすいまちづくりの推進に寄与してきました。
- ・多文化共生・国際課や豊橋市国際交流協会による外国人相談業務の充実により、外国人市民が暮らしやすい環境の整備に努めてきました。
- ・『豊橋市地震防災マップ』の多言語版の作成など、外国人市民が災害弱者とならないよう、各種取組みを実施しました。

2) 現状

- ・多文化共生推進員による地域の事業、イベントなどの翻訳・通訳による支援だけでなく、外国人市民自らが地域の翻訳・通訳を行うなど、活躍している地域も見られます。
- ・市役所内において、外国人市民が多く訪れる部署には通訳が配属されており、また、通訳が配属されていない場合でも、外国人相談員が同行するなど、安心して市役所を訪れることのできる環境が整備されてきています。
- ・豊橋市国際交流協会と市との間で、災害時通訳ボランティアの派遣に関する協定書を締結するなど、災害時への備えも進んでいます。

3) 課題

- ・これまでの多文化共生モデル地区での取組みを、他の地域での展開につなげていく必要があります。
- ・母語による医療サービスをうけられる医療機関を増やしていく必要があります。
- ・災害時通訳ボランティアについては、市全域的な災害に備え、他自治体等と協力した広域での体制づくりが必要です。

○平成25年度各課通訳等配置一覧

納税課	1人	こども保健課	1人
多文化共生・国際課 (外国人相談員)	2人	住宅課	1人
多文化共生・国際課 (国際交流員)	1人	市民病院	3人
多文化共生・国際課 (多文化共生推進員)	1人	豊橋高等学校	1人
国保年金課	1人	公立小中学校	22人
子育て支援課	1人	多文化共生・国際課 (フロアーアシスタント)	1人
障害福祉課	2人		
計 38 人			

4) 実施事業

No.	事業名	事業概要
17	継続 多文化共生モデル地区の実施	【市】 外国人集住地区をモデル地区とし、推進員の配置とともに、地域共生支援事業などの実施により地域コミュニティの活性化を継続して促していく。また、モデル地区での取組みを各地域へ展開を図る。
18	充実 外国人相談業務の充実	【市・協会】 複雑、多様化する外国人相談に応えるため、外国人相談員の資質向上を図るとともに、気軽に訪れることができる相談体制を整備する。
19	継続 企業内研修の啓発	【市】 労働関連の規則を遵守する中で、企業における日本語の習得やごみ分別など、地域社会のルールの説明会を開催するなどの協力を呼びかける。
20	継続 留学生の生活・就職に関する支援	【市】 本市にある3大学に在籍する留学生の学生生活や就職を関係機関と連携しながら支援する。
21	継続 外国人児童を対象とした放課後子ども教室の実施	【市】 地域や市民ボランティアの協力を得て、外国人児童に対して、安全・安心な居場所を確保し、日本語学習支援を行う。
22	継続 外国人児童保育円滑化事業の実施	【市】 保育所が外国人児童の保護者に対して行う、子育てに関連する情報の提供や相談等における、翻訳・通訳の配置等に対して助成を行う。
● 23	充実 防災講習会・訓練などの実施	【市】 外国人集住地区などで行われる校区の防災講習会や訓練等で、生命・財産を守るための必要な防災情報を提供する。また、多文化共生推進員による通訳・翻訳対応を行う。
● 24	充実 災害時通訳ボランティア事業の実施	【市・協会】 地震、風水害等の災害が発生した場合、言葉の通じない外国人被災者への支援を行うため、災害時通訳ボランティアを養成する。また、災害時ボランティア派遣制度を、防災訓練、救急救命講習などにより能力の向上を図る訓練を行うなかで、より実践的に見直すとともに、広域的な支援体制についても整えていく。
25	継続 防犯・交通安全などの講習会の開催	【市】 防犯対策・交通安全対策などの情報を周知する講習会を今後も引き続き、地域等で開催する。
26	継続 あいち医療通訳システムの活用	【市】 愛知県の医療通訳システムを活用し外国人市民が安心して医療を受けられる環境を整備する。

(●は重点事業)

3-② 情報提供の充実

目標値

指 標 名	現行値(2012)	目標値(2018)
外国語での情報提供件数	42,197件	50,000件

※外国語版ホームページアクセス数、多文化共生・国際課による翻訳件数等。

1) これまでの主な取組み

- ・外国人に対する情報提供として、広報とよはしのポルトガル語版を年12回、英語・中国語・スペイン語版を年4回発行しているほか、「ラジオニッケイ」によるポルトガル語での生活情報やイベント情報などの提供をしています。そのほか、ごみの分別、防災対策や各種行政情報についても多言語にて作成し、配布しています。
- ・多文化共生推進員により、地域での活動の翻訳・通訳を実施し、情報提供の充実によるコミュニティ拡大の支援を行ってきました。
- ・外国人市民が多い地区の市民館にポルトガル語図書を配架し、利用の周知を図りました。

2) 現状

- ・広報モニターや広報紙、各課翻訳文書の充実、多文化共生推進員による通訳・翻訳支援などにより、情報提供の充実については、前計画において目標としていた数値を達成しました。
- ・広報紙の配布については、自治会を経由するもののみでなく、外国人市民が多く利用する施設、就労している企業など、外国人市民の目に留まりやすい情報提供の仕方に努めています。

3) 課題

- ・必要とされる情報の検証と提供に努め、多国籍化する外国人市民へ対応する必要があります。
- ・広報紙などによる情報媒体のみでなく、分散化傾向にある外国人市民を含めた新たな周知方法に取り組む必要があります。
- ・災害時における緊急情報を外国人市民に確実に届ける必要があります。



英語版ホームページ

ポルトガル語版ホームページ



4) 実施事業

No.	事業名	事業概要
27	継続 地域コミュニティ通訳・翻訳業務の実施	【市】 地域コミュニティを活性化するためには外国人市民の積極的な参加が重要となる。そのために必要な地域における通訳・翻訳を支援する。
28	継続 広報モニター制度の実施	【市】 広報モニターを委嘱し、広報とよはし等への意見・要望を聴取し、改善につなげる。
29	充実 「広報とよはし」の充実	【市】 外国語版広報とよはしの内容の充実を図る。
30	充実 外国語版ホームページの充実	【市】 英語版HPの外国人モニターやNPOの協力を得たポルトガル語版HPの管理運営により、外国人市民向け情報提供を充実させる。また、市HPの英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語への自動翻訳により情報発信力を強化する。
● 31	充実 行政サービスの周知を多言語・「やさしい日本語」にて実施	【市】 安心して生活する上で欠かせない様々な行政サービス制度の周知を、多言語や「やさしい日本語」を用いて行う。

(●は重点事業)

No.	事業名	事業概要
● 32	新規 多文化共生情報のSNSによる提供 (注)	【市】 多文化共生に係る情報や各種行政情報を、フェイスブック等SNSの活用により、情報提供の充実を図る。
33	継続 外国人市民が多数集まる施設・団体との連携	【市】 効率的な情報提供を行うため、外国人市民が多数集まる商業施設や教会などとの連携を図る。
34	継続 外国人向け図書の収集・利便性向上	【市】 外国人市民が生活するために必要な知識・教養を豊かにする外国語資料を充実し、生活していく上での支援を行う。
35	充実 外国人向け「豊橋ほっとメール」での緊急情報の提供	【市】 外国人市民に「豊橋ほっとメール（外国人向け）」に登録してもらい、地震や風水害等の緊急情報をメールでいち早く提供し、被害の軽減を図る。

(●は重点事業)

(注) No.32 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) とは、社会的なネットワーク、人と人とのつながりを、インターネット上で構築するサービスのことを言います。

4 夢を持てる社会づくり

【目指すべき姿】誰もが将来に夢と希望を持って生活できる社会

日本への永住・定住を希望する外国人市民が増加してきている中で、外国人の子どもたちが夢を持って社会生活を送ることができ、幅広い職業の選択ができるよう、教育環境の充実が必要不可欠です。

一方、外国人市民は、日本に永住するのか、母国に帰国するのか分からない状況にあっても、将来を担う子どもたちのために明確な教育観を持つ必要があります。

また、外国人労働者が適切な労働条件のもとで働けるよう、就業環境の改善や就業支援などについても、積極的に取り組んでいく必要があります。

外国人市民が将来に夢と希望を持って生活できるよう、教育環境の向上や就業環境の改善を一層促進していきます。

4-① 子どもの学習環境の充実

目標値

指 標 名	現行値(2012)	目標値(2018)
外国人生徒の高校進学率	81.9%	90.0%

※公立中学校から高等学校への進学率。

1) これまでの主な取組み

- ・外国人児童生徒の日本語教育は、愛知県からの加配教員55名と本市採用の日本語教育相談員16名、スクールアシスタント6名、登録バイリンガル25名にて対応しています。
- ・外国人児童集住3校（岩田・多米・飯村）では、来日直後または外国人学校から転入するなど、日本の学校での就学経験がなく、日本語が理解できない外国人児童に、学校生活に徐々に慣れていくよう、基本的な生活習慣や必要最小限度の日本語を教えるプレクラスを実施しています。
- ・公立小学校入学前の児童が、スムーズに学校生活に馴染めるようにするため、ブラジル人託児所との連携により小学校生活に必要な日本語や習慣などを教えるプレスクールを実施しています。
- ・外国人児童生徒教育研究部により、国際学級のあり方や学習の指導方法等についての研究・実践を広く行ってきました。
- ・ブラジル・パラナヴァイ市との教育提携により、現職教職員等の教育現場への相互派遣を実施し、日本とブラジルの両方で教育環境の充実に努めてきました。

2) 現状

- ・外国人生徒の高校進学率は、現行値では81.9%となっており、前計画策定時よりも若干ながら上昇しています。
- ・外国人児童生徒相談コーナーを設置し、バイリンガル相談員が常駐することで、外国人児童生徒及びその保護者のための円滑な相談事業が図られています。
- ・プレスクール事業やバイリンガル相談員・スクールアシスタントによる翻訳・通訳支援により、教育環境の改善・充実が図られています。

3) 課題

- ・就学支援に係る情報提供とともに、必要な人材の確保や団体との連携を進め、保護者の就業支援、就労環境の改善に向けた取組みを進めるなど、多様な方面から支援を継続していく必要があります。
- ・外国人児童生徒が日本において進学、就職を目指していくためには、日本語を基礎から学び、確かな日本語力を今後も培っていく必要があります。
- ・外国人児童生徒の保護者についても、将来を担う子どもたちのために、明確な教育観を持つ必要があります。そのため、国による学習環境の違いなどの啓発や、進路・就学指導を充実していく必要があります。

○市立小中学校児童生徒数（平成25年4月現在）

市立小中学校	児童生徒数 A	外国人児童生徒数 B(B/A)
小学校 52校	21,576 人	876 人 (4.1%)
中学校 22校	11,455 人	402 人 (3.5%)
計	33,031 人	1,278 人 (3.9%)

○外国人児童の多い小学校（平成25年4月1日現在）

小学校名	児童数 A	外国人児童数 B(B/A)
多米小学校	736 人	116 人 (15.8%)
岩田小学校	750 人	115 人 (15.3%)
中野小学校	464 人	65 人 (14.0%)
汐田小学校	412 人	61 人 (14.8%)
岩西小学校	496 人	56 人 (11.3%)
飯村小学校	773 人	42 人 (5.4%)

市長と外国人児童との交流会



「プレスクール事業」の様子

4) 実施事業

No.	事業名	事業概要
36	継続 子ども・若者支援事業の実施	【市】 「豊橋市子ども・若者支援地域協議会」及び「豊橋市子ども・若者総合相談窓口」により、困難を抱える子ども・若者への相談、支援を行う。また進路未決定生徒や高校中退者対策事業として「定時制・通信制高校合同説明会」を開催する。
37	充実 中学校、高等学校での進路指導の充実	【市】 外国人生徒が将来様々な進路選択が可能となるように、中学校・市立高校での指導体制や指導内容の充実を図る。
● 38	充実 就学支援・教育相談窓口の充実	【市】 外国や他市から編入する児童生徒や保護者に対する教育制度の周知や指導を行い、学校現場でのスムーズな児童生徒の受入ができる就学支援と外国人児童生徒の教育相談に対応する窓口を充実する。
39	継続 外国の交流都市との教育交流の実施	【市】 韓国・晋州市やブラジル・パラナヴァイ市との教育分野での友好提携に基づき、晋州市との教員や児童の相互交流、パラナヴァイ市との教員相互派遣・児童の作品交流など、都市に応じた特色ある交流活動を進める。

(●は重点事業)

No.	事業名	事業概要
40	継続 海外協力交流研修員受入事業の実施	【市】 ブラジルの公立小中学校に勤務する教員を研修員として受入れ、ブラジル人児童生徒に対する学習支援とその保護者への教育相談を行うとともに、日本の教育制度をブラジル本国に周知することを目的とする海外協力交流研修員受入事業を実施する。
41	継続 国際協力職員派遣事業の実施	【市】 本市とブラジル・パラナ州双方の教育環境向上を図るため、指導主事をパラナ州教育局へ派遣する。
● 42	充実 外国人児童生徒相談コーナーの充実	【市】 外国人児童生徒相談コーナーにおける外国人児童生徒及び保護者を対象とした教育相談活動、学校における外国人児童生徒への指導を支援するための教材の整備を図る。
● 43	充実 外国人児童生徒対応教員・教育相談員の充実	【市】 外国人児童生徒が多数在籍する小中学校への加配教員の増員を県へ要望するとともに、小中学校への常駐・巡回と学習を支援するスクールアシスタント・教育相談員の資質向上と充実を図る。また、外国人児童生徒教育担当者研修会を実施する。
44	充実 外国人児童生徒教育研究の実践と拡大	【市】 外国人児童生徒教育研究部との連携により、小中学校での効果的な外国人児童生徒教育を実践し、日本語力の向上を図る。
45	継続 不登校・不就学児童生徒への取組み	【市】 不登校・不就学児童生徒の保護者に対する子どもの教育への意識啓発を行う。
46	継続 プレスクール事業の実施	【市】 日本語のできない児童が、小学校に早期に適応できるよう、各学校での入学前に一定期間、日本語指導、生活指導を集中して行う。
47	充実 アフタースクール事業の充実	【協会】 夏休みなどの長期休暇や放課後、外国人児童を対象に地域が主体となって日本語や学習を支援するアフタースクール実施校区の拡大・実施内容の充実を図る。
48	継続 日本語学習支援基金等の活用による日本語教室支援	【協会】 愛知県国際交流協会の実施する日本語学習支援基金等を活用し、日本語教室を運営する団体等の活動を支援する。

(●は重点事業)

4-② 就業環境の改善・就業支援

目標値

指 標 名	現行値(2012)	目標値(2018)
仕事で不満や差別を感じない外国人市民の割合	31.9%	45.0%

※外国人市民意識調査による。

1) これまでの主な取組み

- ・外国人青年を対象としたジョブトレーニングや、就労弱者のための安定就労支援のため企業向け啓発リーフレットの作成などを行いました。
- ・外国人の就業環境の向上、就業支援のため、公共職業安定所の持つ情報について、市町村も活用できるよう、国に対して要望を行いました。
- ・外国人の就労支援のため公共職業安定所が行う職業相談の紹介や、就労支援にかかる日本語講座などの情報提供を行いました。
- ・豊橋市多文化共生推進連絡協議会を通して、各種関係団体と外国人の就労に関する情報交換・共有を図りました。

2) 現状

- ・外国人市民の社会保険、健康保険の加入率は、平成24年度では36.5%となっており、前計画策定時より低くなっています。
- ・平成24年度外国人市民意識調査では、「公的年金に加入していますか。」の問いに対し、厚生年金加入者が前計画策定時より10%以上増加しているため、環境改善について一定の成果が見られます。

3) 課題

- ・外国人市民の就業環境の改善に向けての啓発を継続して行うとともに、関係団体との連携により、就業支援に向けた取組みを強化する必要があります。



ハローワーク主催 就労支援事業の様子



外国人税務相談会

4) 実施事業

No.	事業名	事業概要
49	継続 起業相談・支援の実施	【市】 株式会社サイエンス・クリエイトと連携し、外国人市民を含め広く市民を対象とした起業相談業務やセミナーなどを開催する。
● 50	充実 就業支援ネットワーク会議などとの連携	【市】 外国人の安定就労や就業機会の確保のため就業支援ネットワーク会議を活用し、情報交換や情報の共有化を進めるとともに、他機関との連携を深め、雇用の安定を図る。
51	継続 外国人担当者セミナーの実施	【協会】 通訳及び派遣会社の担当者等を対象に、労働に関する知識を高めるためのセミナーを開催する。
52	継続 外国人税務相談会の実施	【協会】 複雑な税務手続きが円滑に行えるよう、ポルトガル語、スペイン語、英語で対応する相談会を実施する。

(●は重点事業)

第5章 役割と推進体制

1 役割分担

多文化共生社会の実現に効果的に取り組むため、各推進主体の役割分担について明確にします。

(1) 国・愛知県

外国人住民にも住民基本台帳法が適用されたことにより、市町村が、日本人と同様に、外国人住民に対して基礎的な行政サービスを提供する基盤が整い、外国人住民の利便性の向上とともに行政の合理化が図られました。外国人が地域の労働力として国の施策として受入れられている中、今後は、その総合調整を行う専門組織の設置や、国として外国人の受入れに関する基本方針を策定することが求められます。

また、永住化や滞在の長期化が予想される外国人が、日本社会に適応できるよう日本語コミュニケーション能力の習得を可能にする施策、日本社会に関する学習を促すための施策、外国人児童生徒に対する義務教育等を含めた明確な方針の策定などが求められます。

愛知県は、「あいち多文化共生推進プラン」の推進に向け、広域的な課題や市町村では対応が困難な分野での事業の推進、先導的な取り組みを行う責務を担っています。

また、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市が中部経済連合会など地元経済団体と協力して策定した「外国人労働者の適正雇用と日本人社会への適応を促進するための憲章」の推進に今後も積極的に取り組むことが期待されます。

(2) 豊橋市

市町村は、市民の生活に必要な住民サービスを提供する基礎自治体です。外国人市民を含む全ての市民が、教育・福祉・医療・防災など日常生活に必要な行政サービスを平等に享受できるようにするとともに、行政サービスの一層の向上を図る必要があります。

本市は、こうした市民の行政サービスを受ける権利や、市民として果たさなければならない納税の義務などの情報を、外国人市民に正しく提供する責務があります。

さらに、豊橋市国際交流協会・NPO・地域住民などとの連携を強化し、総合的で効果的な多文化共生施策の調整を行う役割があります。

市町村や市民の取り組みだけでは解決できない制度上の課題に関しては、外国人集住都市会議などを通して国・県に対し、積極的に見直しや改善を働きかけていきます。

(3) 学校（小学校・中学校・高等学校、外国人学校）

学校においては、外国人児童生徒が学習に必要な日本語能力を習得できるよう努め

るとともに、児童生徒の国際交流・多文化共生への理解を深めるよう努める必要があります。

また、学校が将来を担う子どもたちを育む場であることを外国人児童生徒の保護者が理解する取組みが必要です。

外国人学校では、それぞれの教育方針に加え、日本で暮らす上での日本語や習慣の習得への取組みが望まれます。

さらに、日本人学校と外国人学校が情報交換や交流事業を通して連携を図り、不就学児童生徒の解消に取り組む必要があります。

(4) 豊橋市国際交流協会

豊橋市国際交流協会はこれまで国際理解教育、国際交流サロン、にほんごきょうしつなど日本人市民の異文化理解や外国人市民のコミュニケーション支援とボランティア団体の育成・支援を公益法人として実施してきました。

今後、これまでの活動の中で得た多くの情報やネットワークを活用した事業を一層推進するとともに、人材の育成やボランティア団体の活動支援を充実させることにより、ボランティア団体が幅広く活動できる環境を整えることが期待されます。

(5) NPO・ボランティア団体

多文化共生の取組み、とりわけ外国人市民への支援は、NPO・ボランティア団体の活動に支えられてきました。それぞれの団体が持つ、これまで培ってきたノウハウや情報、ネットワークを活かしながら、市民協働を進める視点で活動することが期待されます。

また、ブラジル人市民と日本人市民との交流・共存、行政とブラジル人とのパイプ役としてブラジル人自らが設立した豊橋ブラジル協会は、交流事業や行政情報提供のサポートなどを行っており、平成20年6月6日には特定非営利活動の法人格を取得しました。今後も組織の充実・拡大を図る中で、多文化共生社会実現に向けて外国人市民の視点で様々な取組みを行政や企業、地域など多様な主体との連携により展開していくことが期待されます。

(6) 地域コミュニティ

外国人を含む市民の生活の基盤は地域です。また地域の母体は自治会であると言え、自治会が様々な事業を行い、地域のまちづくりの中心的な役割を担っています。地域の活性化を図り、多文化共生を進めるためにも日頃の交流を活発に行う必要があります。自治会は、ボランティア団体や行政、企業との連携の中で、外国人市民との交流機会を充実し、外国人市民と日本人市民がともに参加する環境づくりが求められます。

(7) 外国人市民・日本人市民

外国人市民は、地域の交流活動に参加し、日本で暮らす上での文化や習慣、地域社会のルールなどの理解を深め、地域社会の構成員としての意識を高めることが求められています。また、日本語の習得は、コミュニケーションを図る上で不可欠であり、豊橋市国際交流協会やNPO・ボランティア団体などが開催する「日本語教室」への積極的な参加が必要です。

日本人市民においてもお互いの文化や慣習の違い、考え方の違いを認め、外国人市民も地域社会の対等な構成員であり、地域を支える重要な担い手であるという意識を持ち、進んで交流を進めることが必要です。

(8) 民間企業

外国人労働者は本市を始め周辺地域の経済発展を支える大切な力です。

直接雇用、間接雇用の形態を問わず、外国人労働者を雇用する企業は、人権を尊重し、労働関係法令の遵守に努めるとともに、日本社会への適応や日本語の読み書きなどを促進する取組みが求められます。

また、企業の社会的責任として、行政やNPO・ボランティア団体と連携し、外国人労働者に対して物心両面での支援を担うことが求められています。

平成20年1月21日、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市が経済団体と協力して策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の推進に今後も積極的に取り組むことが望まれます。

(9) 保育所・幼稚園・託児所

公立小学校へ入学する外国人児童は年々増加しています。また、ブラジル人学校へ入学する子どもたちも日本での滞在が長期化する傾向にあります。

就学年齢前の子どもたちに対する日本の習慣や文化、日本語に触れる機会は大変重要であり、その役割を担っているのが保育所・幼稚園・託児所です。

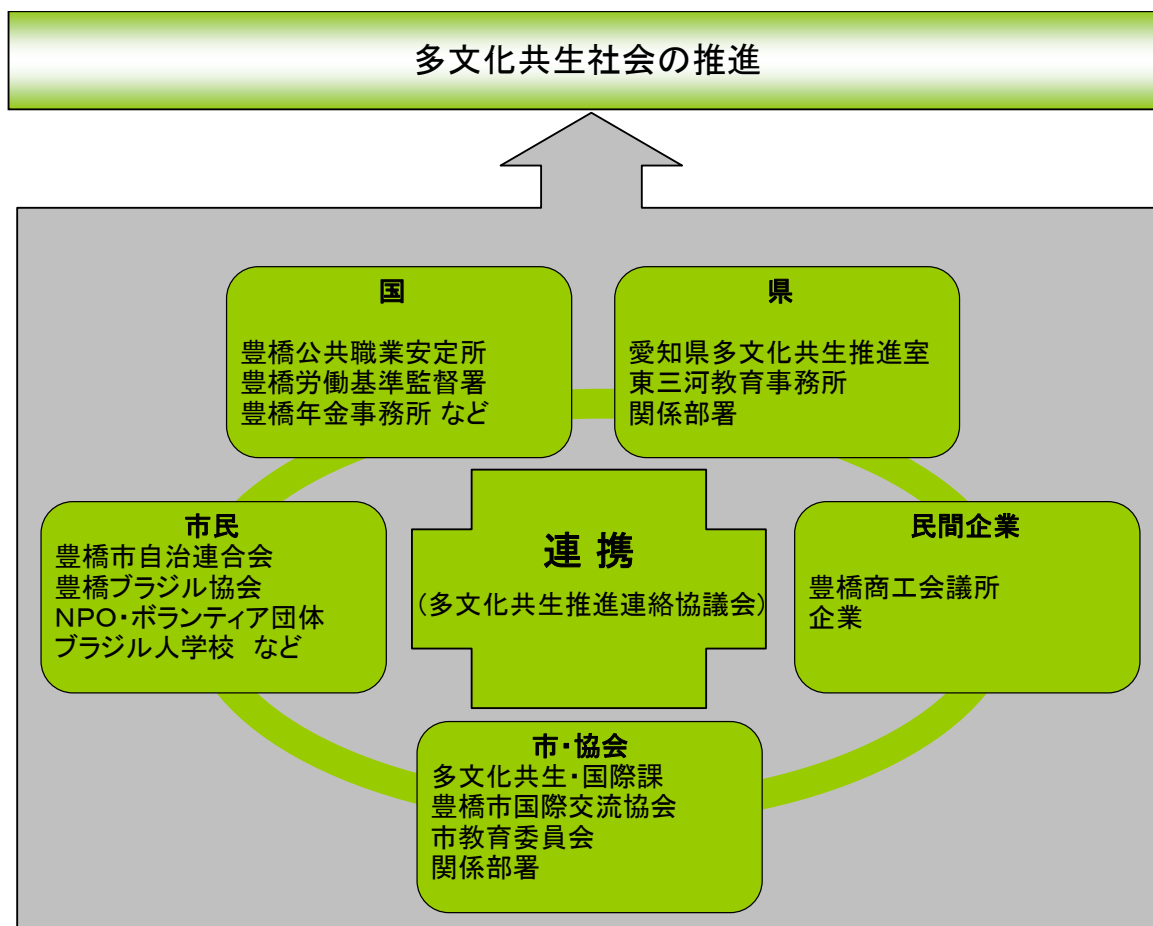
子どもたちの居場所としてだけでなく、将来を担うためのスタート地点としての重要性を認識し、行政やNPO・ボランティア団体との連携を図り、日本語や日本の文化・習慣の習得に取り組むことが望まれます。

2 計画の推進について

多文化共生社会の推進に向けて、取り組むべき施策、それぞれの役割が明確になりましたが、その推進についての進行管理や評価などを行っていく必要があります。

また、各実施主体が連携を強化して、本計画に基づく取組み状況など情報の共有化を図り、効率的に事業を推進していく必要があります。そのため、国、県等の関係機関や企業、日本人市民、外国人市民、NPO・ボランティア団体、豊橋市国際交流協会などからなる、「豊橋市多文化共生推進連絡協議会」を設置し、情報の共有化を図ることとします。

それぞれの推進主体が役割分担のもと、連携を図りながら、計画を効率的に推進していきます。



第6章 多文化共生推進計画事業について

1 多文化共生推進計画 目標指標一覧

基本目標	施策の方針	指標名	指標	
			現行値	目標値
1 多文化共生の意識づくり	①人権尊重の意識づくり	外国人市民が増加することを好意的に感じる市民の割合	39.5%	50.0%
	②相互理解の促進	多文化共生という言葉を知っている市民の割合	45.7%	55.0%
2 元気な地域づくり	①協働の仕組みづくり	外国人市民の地域のイベント参加率	43.0%	50.0%
	②地域を担う人材の育成	多文化共生・国際交流におけるボランティア数	170人	250人
3 暮らしやすいまちづくり	①安心して暮らせる環境づくり	外国人相談の苦情件数	19件	10件
	②情報提供の充実	外国語での情報提供件数	42,197件	50,000件
4 夢を持てる社会づくり	①子どもの学習環境の充実	外国人生徒の高校進学率	81.9%	90.0%
	②就業環境の改善・就業支援	仕事で不満や差別を感じない外国人市民の割合	31.9%	45.0%

2 多文化共生推進計画 事業一覧

※事業対象とは、事業の対象が「日本人市民」、「外国人市民」、その両方である「全体」で整理しています。

事業No.	1	事業対象	全体	施策の方針	人権尊重の意識づくり				
事業名	人権尊重意識高揚の講演会・啓発の実施			区分	充実				
事業の概要	人権尊重意識の高揚のため、国際協力活動に関する取組みについての研修会や、海外に派遣された職員の報告会、その他人権啓発活動を実施する。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	豊橋市国際交流協会				→	→	→	→	→
事業No.	2	事業対象	全体	施策の方針	人権尊重の意識づくり				
事業名	学校教育を通じた人権教育の実施			区分	継続				
事業の概要	道徳・人権講座等の人権教育により児童生徒の人権に対する意識高揚を図る。								
実施主体	学校教育課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→
事業No.	3	事業対象	全体	施策の方針	相互理解の促進				
事業名	日本人市民と外国人市民との懇談会等の開催			区分	継続				
事業の概要	住みよい地域にするために外国人市民と日本人市民が意見交換を行い、コミュニケーションを図るための懇談会等を開催する。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→
事業No.	4	事業対象	全体	施策の方針	相互理解の促進				
事業名	相互理解を図るイベントの開催			区分	充実				
事業の概要	豊橋市国際交流協会やボランティア団体などとの連携・協力により、インターナショナルフェスティバルの実施や、東三河日本語スピーチコンテストなど、広域的な事業も含めて日本人市民と外国人市民との相互理解の拡大を図る。								
実施主体	多文化共生・国際課、豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	学校教育課、豊川市・田原市・蒲郡市・新城市国際交流協会				→	→	→	→	→
事業No.	5	事業対象	全体	施策の方針	相互理解の促進				
事業名	社会教育活動を通じた多文化共生意識づくり			区分	継続				
事業の概要	PTA活動など、子どもを通じた社会教育活動をきっかけに、日本人の異文化に対する理解を深め、多文化共生の意識づくりを推進する。								
実施主体	生涯学習課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	ボランティア団体				→	→	→	→	→

事業No.	6	事業対象	全体	施策の方針	相互理解の促進				
事業名	「やさしい日本語」の活用啓発			区分	新規				
事業の概要	普段の業務や生活、地域において「やさしい日本語」の実践的な活用を促すため、市職員や市民に対して研修・啓発を実施し、その習得を図る。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	豊橋市国際交流協会				検討	新規	→	→	→

事業No.	7	事業対象	外国人市民	施策の方針	相互理解の促進				
事業名	日本語学習機会の充実			区分	充実				
事業の概要	豊橋市国際交流協会やボランティア団体の開催する日本語学習教室への参加がしやすいものとなるよう、ニーズの把握や機会の拡大、きめ細かな開催情報の提供を行う。								
実施主体	豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	ボランティア団体				→	→	→	→	→

事業No.	8	事業対象	全体	施策の方針	相互理解の促進				
事業名	ポルトガル語ラジオ講座「はなそうポルトゲス」の実施			区分	継続				
事業の概要	エフエム豊橋にて、市民が初歩のポルトガル語会話を楽しく学べる番組を提供する。								
実施主体	豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	9	事業対象	全体	施策の方針	協働の仕組みづくり				
事業名	自治会加入促進のための啓発活動の実施			区分	充実				
事業の概要	外国人市民に対して、地域社会のルール紹介や自治会への加入を促進するため、制度や活動などを紹介する機会を設け、地域社会への参加を促す。								
実施主体	市民協働推進課、多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	10	事業対象	外国人市民	施策の方針	協働の仕組みづくり				
事業名	市営住宅新規外国人入居者向け自治会説明の実施			区分	継続				
事業の概要	入居説明会にて通訳が入居のしおりを用いながら自治会の意義について説明、加入を促す。								
実施主体	住宅課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	市民協働推進課、多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	11	事業対象	外国人市民	施策の方針	協働の仕組みづくり				
事業名	外国人情報窓口の設置			区分	充実				
事業の概要	初めて来日した外国人、他市から転入した外国人に対して、ポルトガル語や「やさしい日本語」により、日本での生活上のルールや豊橋市のごみ分別などのルールを紹介する窓口を設置し、地域生活にスムーズに溶け込めるよう支援する。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	12	事業対象	外国人市民	施策の方針	協働の仕組みづくり				
事業名	実態調査・アンケート調査の実施			区分	継続				
事業の概要	外国人市民の現状や実態を把握するため、実態調査やアンケート調査を実施し、市政に反映させる。								
実施主体	広報広聴課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	13	事業対象	外国人市民	施策の方針	協働の仕組みづくり				
事業名	外国人市民の審議会等への登用			区分	継続				
事業の概要	外国人市民が豊橋市のまちづくりなどに対して考えや意見が述べられるよう審議会等への登用を積極的に進める。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	14	事業対象	外国人市民	施策の方針	協働の仕組みづくり				
事業名	外国人市民会議の開催			区分	継続				
事業の概要	外国人市民の抱える課題や問題点、その解決策など外国人市民の視点での意見・情報交換を行い、市政に反映させる。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	15	事業対象	全体	施策の方針	地域を担う人材の育成				
事業名	多文化共生コーディネーターの養成			区分	充実				
事業の概要	地域において、外国人市民の参加を促すイベント等の企画や日本人住民との意見調整などを行う多文化共生コーディネーターを外国人も含めて養成する。								
実施主体	多文化共生・国際課、豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	16	事業対象	全体	施策の方針	地域を担う人材の育成				
事業名	国際協力経験者等とのネットワークの構築と活用			区分	新規				
事業の概要	JICAボランティア経験者、留学生、外国人市民会議委員など、市内の国際感覚を有する人材に対して、多文化共生に関する情報を共有することで多様な人材でのネットワークを構築し、活躍の場を提供していく。								
実施主体	多文化共生・国際課、豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					検討	新規	→	→	→

事業No.	17	事業対象	全体	施策の方針	安心して暮らせる環境づくり				
事業名	多文化共生モデル地区の実施			区分	継続				
事業の概要	外国人集住地区をモデル地区とし、推進員の配置とともに、地域共生支援事業などの実施により地域コミュニティの活性化を継続して促していく。また、モデル地区での取組みを各地域へ展開を図る。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	18	事業対象	外国人市民	施策の方針	安心して暮らせる環境づくり				
事業名	外国人相談業務の充実			区分	充実				
事業の概要	複雑、多様化する外国人相談に応えるため、外国人相談員の資質向上を図るとともに、気軽に訪れることができる相談体制を整備する。								
実施主体	多文化共生・国際課、住宅課、学校教育課、豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	19	事業対象	全体	施策の方針	安心して暮らせる環境づくり				
事業名	企業内研修の啓発			区分	継続				
事業の概要	労働関連の規則を遵守する中で、企業における日本語の習得やごみ分別など、地域社会のルールの説明会を開催するなどの協力を呼びかける。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	商工業振興課				→	→	→	→	→

事業No.	20	事業対象	全体	施策の方針	安心して暮らせる環境づくり				
事業名	留学生の生活・就職に関する支援			区分	継続				
事業の概要	本市にある3大学に在籍する留学生の学生生活や就職を関係機関と連携しながら支援する。								
実施主体	商工業振興課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	21	事業対象	外国人市民	施策の方針	安心して暮らせる環境づくり				
事業名	外国人児童を対象とした放課後子ども教室の実施			区分	継続				
事業の概要	地域や市民ボランティアの協力を得て、外国人児童に対して、安全・安心な居場所を確保し、日本語学習支援を行う。								
実施主体	生涯学習課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	小学校				→	→	→	→	→

事業No.	22	事業対象	全体	施策の方針	安心して暮らせる環境づくり				
事業名	外国人児童保育円滑化事業の実施			区分	継続				
事業の概要	保育所が外国人児童の保護者に対して行う、子育てに関連する情報の提供や相談等における、翻訳・通訳の配置等に対して助成を行う。								
実施主体	保育課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	23	事業対象	全体	施策の方針	安心して暮らせる環境づくり				
事業名	防災講習会・訓練などの実施			区分	充実				
事業の概要	外国人集住地区などで行われる校区の防災講習会や訓練等で、生命・財産を守るための必要な防災情報を提供する。また、多文化共生推進員による通訳・翻訳対応を行う。								
実施主体	防災危機管理課、多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	消防署				→	→	→	→	→

事業No.	24	事業対象	全体	施策の方針	安心して暮らせる環境づくり				
事業名	災害時通訳ボランティア事業の実施			区分	充実				
事業の概要	地震、風水害等の災害が発生した場合、言葉の通じない外国人被災者への支援を行うため、災害時通訳ボランティアを養成する。また、災害時ボランティア派遣制度を、防災訓練、救急救命講習などにより能力の向上を図る訓練を行うなかで、より実践的に見直すとともに、広域的な支援体制についても整えていく。								
実施主体	豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	防災危機管理課、市民協働推進課、多文化共生・国際課、社会福祉協議会				→	→	→	→	→

事業No.	25	事業対象	外国人市民	施策の方針	安心して暮らせる環境づくり				
事業名	防犯・交通安全などの講習会の開催			区分	継続				
事業の概要	防犯対策・交通安全対策などの情報を周知する講習会を今後も引き続き、地域等で開催する。								
実施主体	安全生活課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	26	事業対象	外国人市民	施策の方針	安心して暮らせる環境づくり				
事業名	あいち医療通訳システムの活用			区分	継続				
事業の概要	愛知県の医療通訳システムを活用し外国人市民が安心して医療を受けられる環境を整備する。								
実施主体	多文化共生・国際課、健康政策課、こども発達センター、医事課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	愛知県				→	→	→	→	→

事業No.	27	事業対象	全体	施策の方針	情報提供の充実				
事業名	地域コミュニティ通訳・翻訳業務の実施			区分	継続				
事業の概要	地域コミュニティを活性化するためには外国人市民の積極的な参加が重要となる。そのために必要な地域における通訳・翻訳を支援する。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	広報広聴課、市民協働推進課、豊橋市国際交流協会				→	→	→	→	→

事業No.	28	事業対象	外国人市民	施策の方針	情報提供の充実				
事業名	広報モニター制度の実施			区分	継続				
事業の概要	広報モニターを委嘱し、広報とよはし等への意見・要望を聴取し、改善につなげる。								
実施主体	広報広聴課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	29	事業対象	外国人市民	施策の方針	情報提供の充実				
事業名	「広報とよはし」の充実			区分	充実				
事業の概要	外国語版広報とよはしの内容の充実を図る。								
実施主体	広報広聴課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	30	事業対象	外国人市民	施策の方針	情報提供の充実				
事業名	外国語版ホームページの充実			区分	充実				
事業の概要	英語版HPの外国人モニターやNPOの協力を得たポルトガル語版HPの管理運営により、外国人市民向け情報提供を充実させる。また、市HPの英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語への自動翻訳により情報発信力を強化する。								
実施主体	広報広聴課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	31	事業対象	全体	施策の方針	情報提供の充実				
事業名	行政サービスの周知を多言語・「やさしい日本語」にて実施			区分	充実				
事業の概要	安心して生活する上で欠かせない様々な行政サービス制度の周知を、多言語や「やさしい日本語」を用いて行う。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	豊橋市国際交流協会				→	→	→	→	→

事業No.	32	事業対象	外国人市民	施策の方針	情報提供の充実				
事業名	多文化共生情報のSNSによる提供			区分	新規				
事業の概要	多文化共生に係る情報や各種行政情報を、フェイスブック等SNSの活用により、情報提供の充実を図る。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	豊橋市国際交流協会				検討	試行	新規	→	

事業No.	33	事業対象	外国人市民	施策の方針	情報提供の充実				
事業名	外国人市民が多数集まる施設・団体との連携			区分	継続				
事業の概要	効率的な情報提供を行うため、外国人市民が多数集まる商業施設や教会などとの連携を図る。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	教会、商業施設				→	→	→	→	→

事業No.	34	事業対象	全体	施策の方針	情報提供の充実				
事業名	外国人向け図書の収集・利便性向上			区分	継続				
事業の概要	外国人市民が生活するために必要な知識・教養を豊かにする外国語資料を充実し、生活していく上での支援を行う。								
実施主体	図書館			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	35	事業対象	外国人市民	施策の方針	情報提供の充実				
事業名	外国人向け「豊橋ほっとメール」での緊急情報の提供			区分	充実				
事業の概要	外国人市民に「豊橋ほっとメール（外国人向け）」に登録してもらい、地震や風水害等の緊急情報をメールでいち早く提供し、被害の軽減を図る。								
実施主体	防災危機管理課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	36	事業対象	全体	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	子ども・若者支援事業の実施			区分	継続				
事業の概要	「豊橋市子ども・若者支援地域協議会」及び「豊橋市子ども・若者総合相談窓口」により、困難を抱える子ども・若者への相談、支援を行う。また進路未決定生徒や高校中退者対策事業として「定時制・通信制高校合同説明会」を開催する。								
実施主体	生涯学習課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	37	事業対象	外国人市民	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	中学校、高等学校での進路指導の充実			区分	充実				
事業の概要	外国人生徒が将来様々な進路選択が可能となるように、中学校・市立高校での指導体制や指導内容の充実を図る。								
実施主体	教育政策課、学校教育課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	38	事業対象	全体	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	就学支援・教育相談窓口の充実			区分	充実				
事業の概要	外国や他市から編入する児童生徒や保護者に対する教育制度の周知や指導を行い、学校現場でのスムーズな児童生徒の受入ができる就学支援と外国人児童生徒の教育相談に対応する窓口を充実する。								
実施主体	学校教育課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	39	事業対象	全体	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	外国の交流都市との教育交流の実施			区分	継続				
事業の概要	韓国・晋州市やブラジル・パラナヴァイ市との教育分野での友好提携に基づき、晋州市との教員や児童の相互交流、パラナヴァイ市との教員相互派遣・児童の作品交流など、都市に応じた特色ある交流活動を進める。								
実施主体	教育政策課、学校教育課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	40	事業対象	外国人市民	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	海外協力交流研修員受入事業の実施			区分	継続				
事業の概要	ブラジルの公立小中学校に勤務する教員を研修員として受入れ、ブラジル人児童生徒に対する学習支援とその保護者への教育相談を行うとともに、日本の教育制度をブラジル本国に周知することを目的とする海外協力交流研修員受入事業を実施する。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	学校教育課、小学校				→	→	→	→	→

事業No.	41	事業対象	外国人市民	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	国際協力職員派遣事業の実施			区分	継続				
事業の概要	本市とブラジル・パラナ州双方の教育環境向上を図るため、指導主事をパラナ州教育局へ派遣する。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	教育政策課				→	→	→	→	→

事業No.	42	事業対象	外国人市民	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	外国人児童生徒相談コーナーの充実			区分	充実				
事業の概要	外国人児童生徒相談コーナーにおける外国人児童生徒及び保護者を対象とした教育相談活動、学校における外国人児童生徒への指導を支援するための教材の整備を図る。								
実施主体	学校教育課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	43	事業対象	外国人市民	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	外国人児童生徒対応教員・教育相談員の充実			区分	充実				
事業の概要	外国人児童生徒が多数在籍する小中学校への加配教員の増員を県へ要望するとともに、小中学校への常駐・巡回と学習を支援するスクールアシスタント・教育相談員の資質向上と充実を図る。また、外国人児童生徒教育担当者研修会を実施する。								
実施主体	学校教育課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	愛知県				→	→	→	→	→

事業No.	44	事業対象	外国人市民	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	外国人児童生徒教育研究の実践と拡大			区分	充実				
事業の概要	外国人児童生徒教育研究部との連携により、小中学校での効果的な外国人児童生徒教育を実践し、日本語力の向上を図る。								
実施主体	学校教育課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	小中学校				→	→	→	→	→

事業No.	45	事業対象	全体	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	不登校・不就学児童生徒への取組み			区分	継続				
事業の概要	不登校・不就学児童生徒の保護者に対する子どもの教育への意識啓発を行う。								
実施主体	学校教育課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課				→	→	→	→	→

事業No.	46	事業対象	外国人市民	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	プレスクール事業の実施			区分	継続				
事業の概要	日本語のできない児童が、小学校に早期に適応できるよう、各学校での入学前に一定期間、日本語指導、生活指導を集中して行う。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	学校教育課				→	→	→	→	→

事業No.	47	事業対象	外国人市民	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	アフタースクール事業の充実			区分	充実				
事業の概要	夏休みなどの長期休暇や放課後、外国人児童を対象に地域が主体となって日本語や学習を支援するアフタースクール実施校区の拡大・実施内容の充実を図る。								
実施主体	豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課、学校教育課、小学校、自治会、ボランティア団体				→	→	→	→	→

事業No.	48	事業対象	外国人市民	施策の方針	子どもの学習環境の充実				
事業名	日本語学習支援基金等の活用による日本語教室支援			区分	継続				
事業の概要	愛知県国際交流協会の実施する日本語学習支援基金等を活用し、日本語教室を運営する団体等の活動を支援する。								
実施主体	豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	49	事業対象	全体	施策の方針	就業環境の改善・就業支援				
事業名	起業相談・支援の実施			区分	継続				
事業の概要	株式会社サイエンス・クリエイトと連携し、外国人市民を含め広く市民を対象とした起業相談業務やセミナーなどを開催する。								
実施主体	産業政策課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	商工業振興課、豊橋商工会議所、ボランティア団体、豊橋市国際交流協会、民間企業				→	→	→	→	→

事業No.	50	事業対象	全体	施策の方針	就業環境の改善・就業支援				
事業名	就業支援ネットワーク会議などとの連携			区分	充実				
事業の概要	外国人の安定就労や就業機会の確保のため就業支援ネットワーク会議を活用し、情報交換や情報の共有化を進めるとともに、他機関との連携を深め、雇用の安定を図る。								
実施主体	商工業振興課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	多文化共生・国際課、ハローワーク豊橋				→	→	→	→	→

事業No.	51	事業対象	外国人市民	施策の方針	就業環境の改善・就業支援				
事業名	外国人担当者セミナーの実施			区分	継続				
事業の概要	通訳及び派遣会社の担当者等を対象に、労働に関する知識を高めるためのセミナーを開催する。								
実施主体	豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	民間企業				→	→	→	→	→

事業No.	52	事業対象	外国人市民	施策の方針	就業環境の改善・就業支援				
事業名	外国人税務相談会の実施			区分	継続				
事業の概要	複雑な税務手続きが円滑に行えるよう、ポルトガル語、スペイン語、英語で対応する相談会を実施する。								
実施主体	豊橋市国際交流協会			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関	市民税課、税務署				→	→	→	→	→

事業No.	53	事業対象	外国人市民	施策の方針	全体				
事業名	各種要望の実施			区分	継続				
事業の概要	国や県に対して外国人に必要な施策について、外国人集住都市会議などを通して要望を行う。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

事業No.	54	事業対象	全体	施策の方針	全体				
事業名	多文化共生推進連絡協議会の開催			区分	継続				
事業の概要	多文化共生施策の効率的な事業推進のための、「豊橋市多文化共生推進連絡協議会」を設置し、国、県等の関係機関や民間企業、日本人市民、外国人市民、NPO・ボランティア団体、国際交流協会などと連携を強化、本計画に基づく取組み状況など情報の共有化を図り、施策を推進する。								
実施主体	多文化共生・国際課			スケジュール	26	27	28	29	30
関係課・機関					→	→	→	→	→

参考資料

- 1 アンケート調査の概要
- 2 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議

1 アンケート調査の概要

(1) 「平成 24 年度市民意識調査」の概要（豊橋市実施）

① 調査の目的

この調査は、市民と行政が一体となったまちづくりを推進するにあたり、市民の皆様のご貴重なご意見やご要望をお聞きし、明日の豊橋市のまちづくりに反映させることを目的として実施しております。

② 調査の設計

- ・調査地域：豊橋市全域
- ・調査対象：市内在住の満 20 歳以上の男女
- ・標本数：5,000 人
- ・抽出方法：住民基本台帳から等間隔無作為抽出
- ・調査方法：設問紙にもとづく郵送法
- ・調査期間：平成 24 年 6 月 8 日（月）～6 月 22 日（月）

③ 回収結果

- ・回収数：2,364 人
- ・有効標本回収数：2,357 人（全問無回答及び属性のみ回答の標本は無効とする）
- ・有効標本回収率：47.1%

(2) 「平成 24 年度外国人市民意識調査」の概要（豊橋市実施）

① 調査の目的

豊橋市内在住の日本人市民を対象とした市民意識調査を平成 24 年 12 月に実施しましたが、外国人市民の現状や実態を把握するため、市内に多く在住している日系ブラジル人を対象に、生活に密着した項目についてアンケートを行いました。

② 調査の設計

- ・調査対象：日系ブラジル人
- ・調査方法：(ア)住民基本台帳から等間隔無作為抽出した対象者に郵送、回収。
(イ)日系人就労準備研修事業への参加者に配布。
- ・標本数：(ア)500 人
(イ) 22 人
- ・回収方法：(ア)設問紙にもとづく郵送法。
(イ)研修事業終了後に対象者から直接回収。
- ・調査期間：平成 24 年 11 月 30 日（金）～12 月 14 日（金）

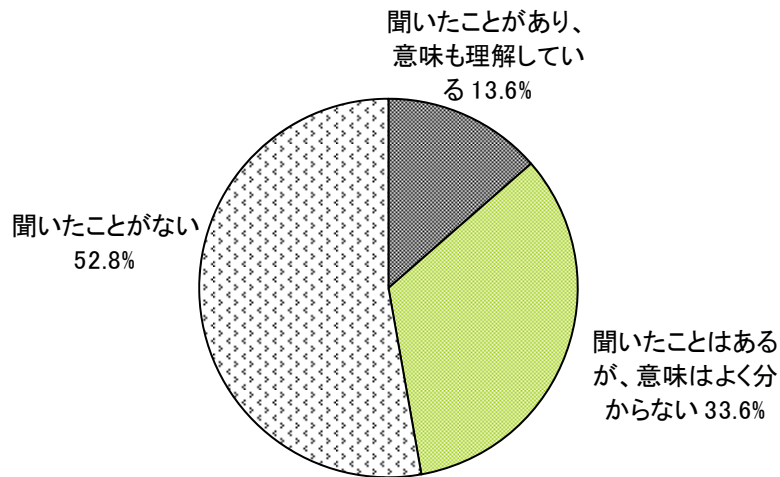
③ 回収結果

- ・回収数：(ア)72 人
(イ)22 人
- ・回収率：(ア)14.4%
(イ)100%

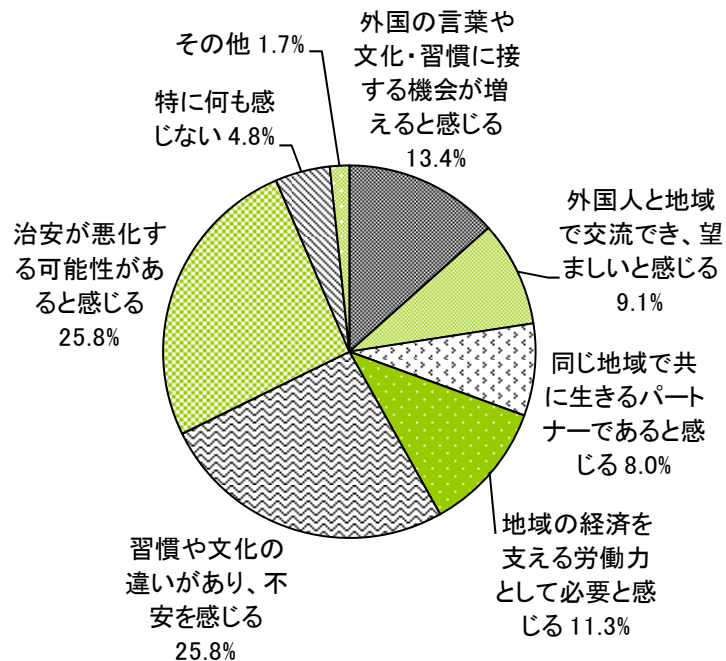
(1) 平成 24 年度市民意識調査 (平成 24 年 6 月調査)

○多文化共生について

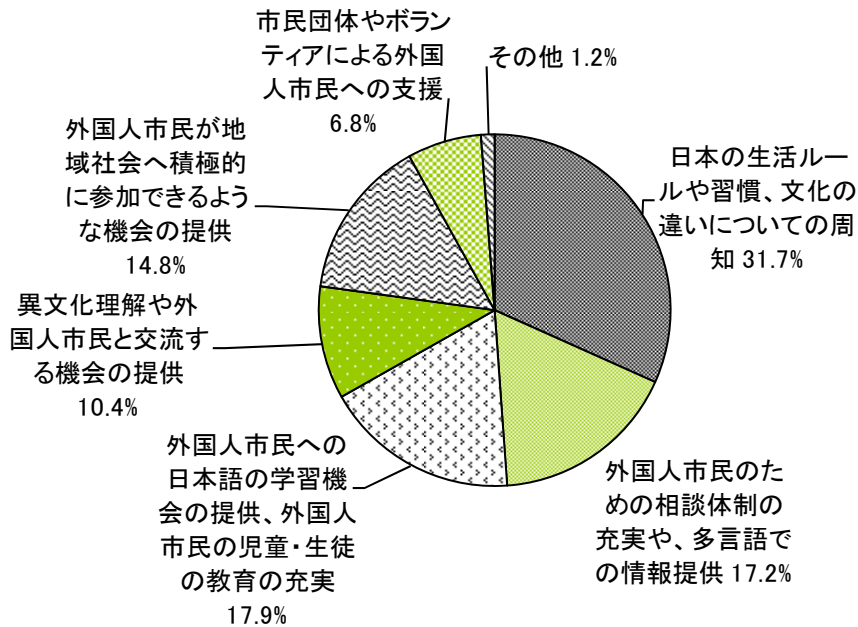
問 1 あなたは「多文化共生」という言葉を聞いたことがありますか。



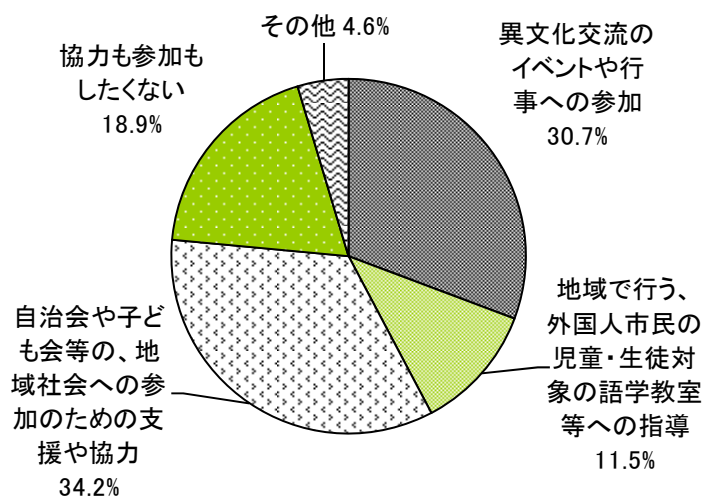
問 2 豊橋市には約 1 万 5 千人の外国人市民がともに暮らしています。あなたは地域に外国人市民が増加することをどう感じますか。



問3 あなたは外国人市民と共に暮らしやすい社会にしていくためには、どんな取り組みが必要であると思いますか。

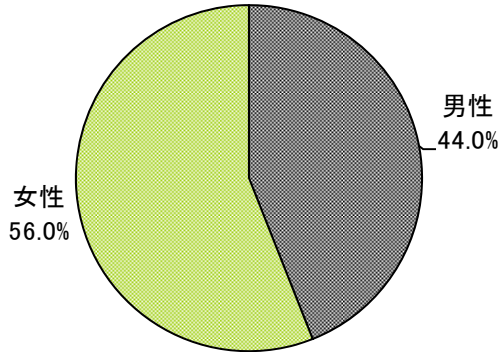


問4 あなたは多文化共生事業について、どのような活動であれば協力し、参加したいと思いますか。

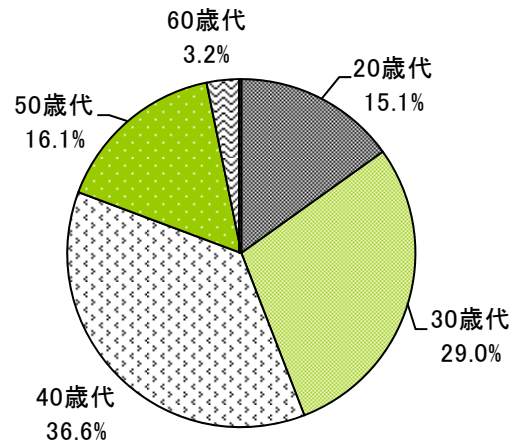


(2) 平成 24 年度外国人市民意識調査 (平成 24 年 11 月～12 月調査)

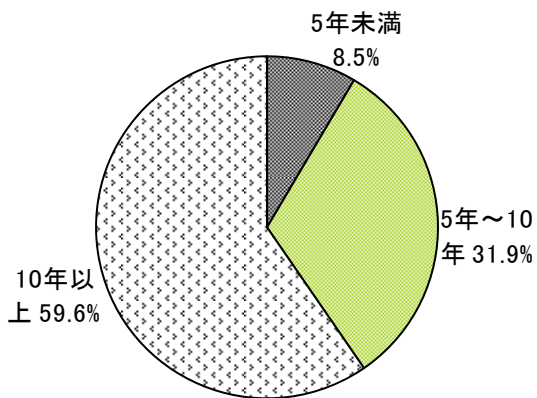
問 1 あなたの性別は何ですか。



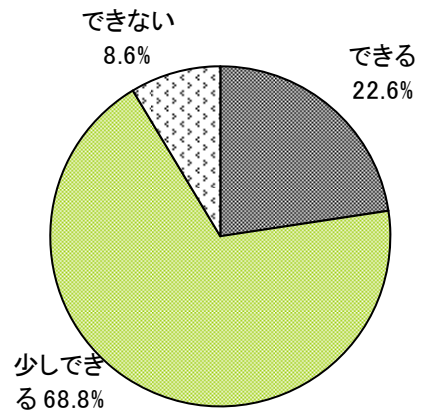
問 2 あなたの年齢は何歳代ですか。



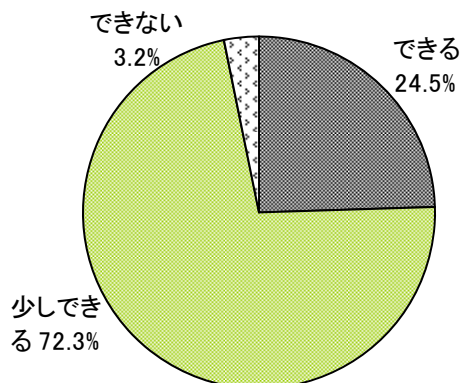
問 3 日本に来て何年になりますか。



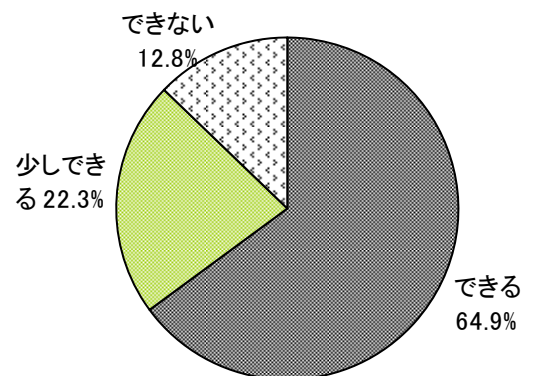
問 4 日本語を話すことができますか。



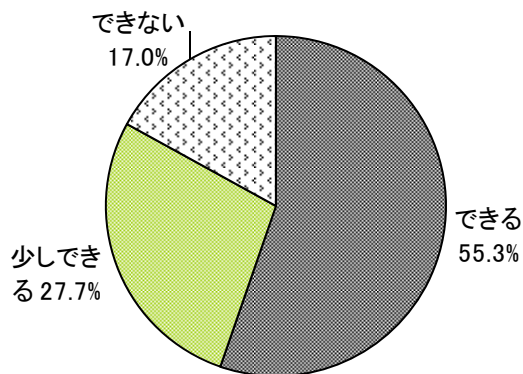
問 5 日本語を聞き取ることができますか。



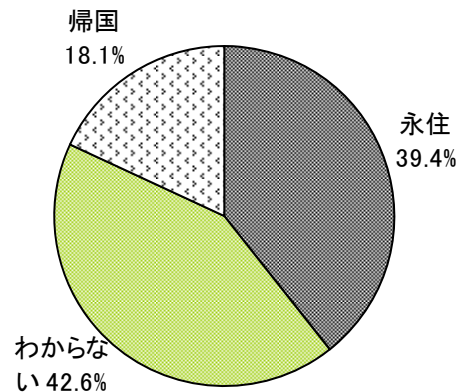
問 6 ひらがなを読むことができますか。



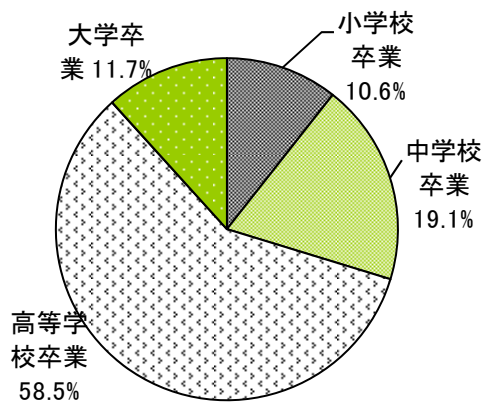
問7 ひらがなを書くことができますか。



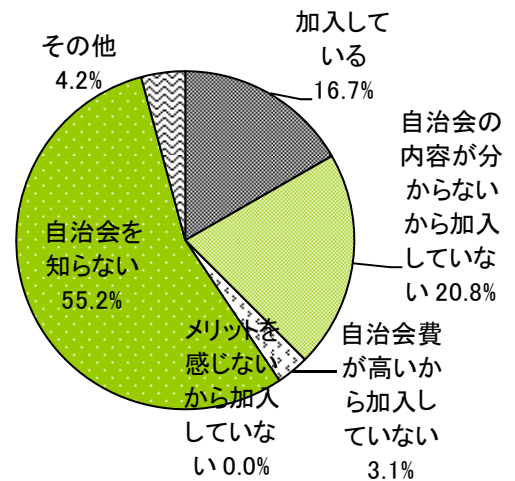
問8 今後の予定について、下記のどれですか。



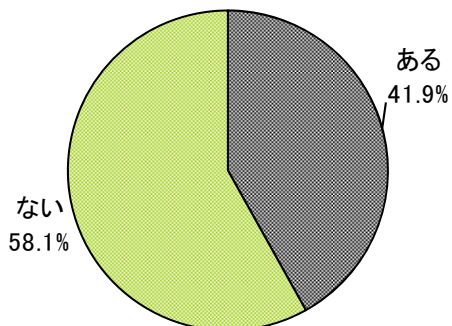
問9 あなたの最終学歴は。



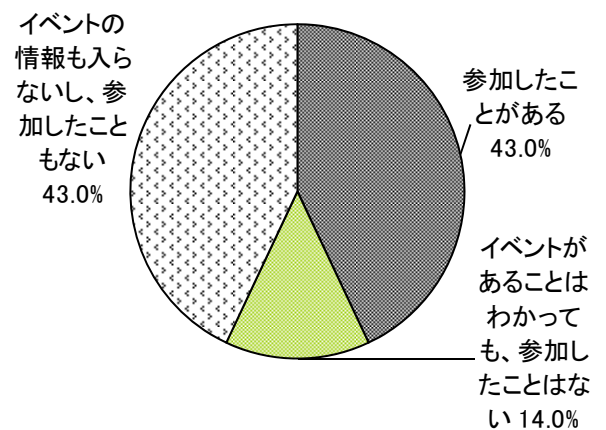
問10 自治会に加入していますか。



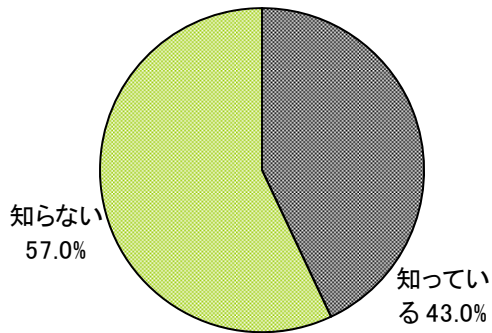
問11 地域で生活していて、外国人であることによる差別を感じたことがありますか。



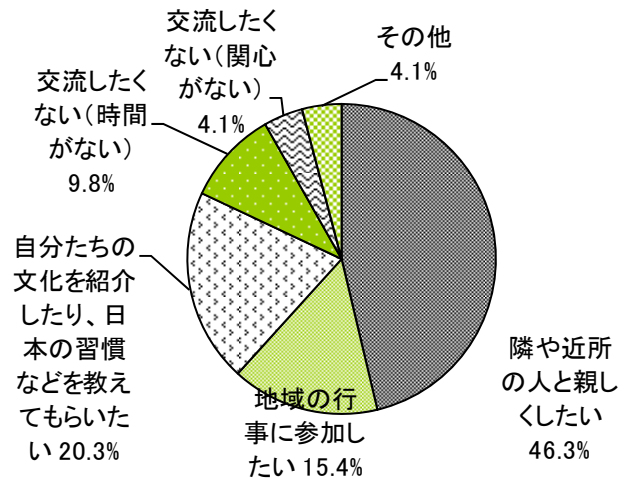
問12 地域のイベント（お祭りや防災訓練など）に参加したことはありますか。



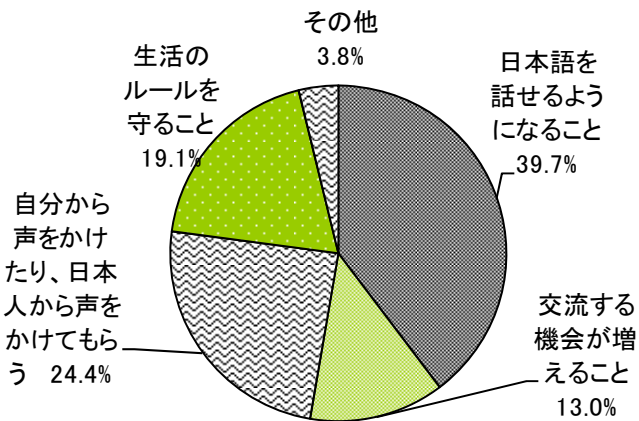
問 1 3 地域の避難所を知っていますか。



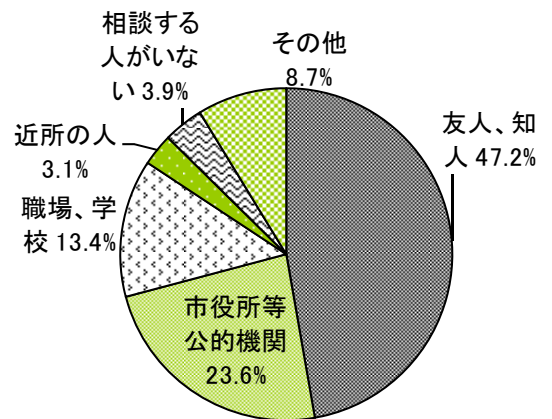
問 1 4 地域でどんな交流をしたいと思いますか。



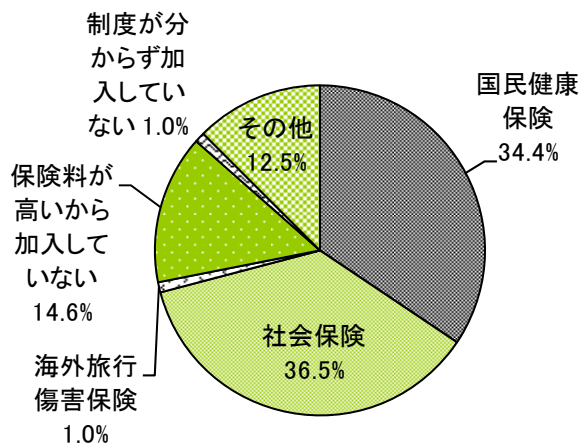
問 1 5 外国籍市民が日本人との交流に必要なことは何ですか。



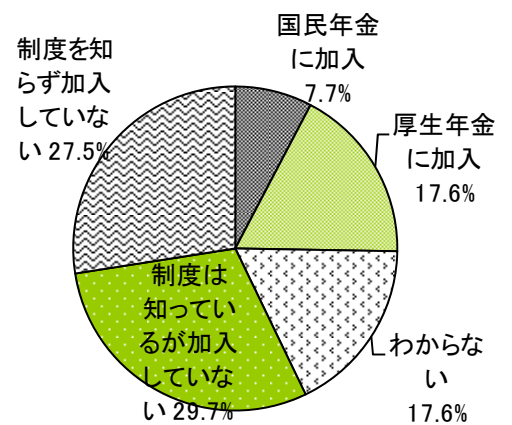
問 1 6 困ったことやトラブルがあった場合、誰に相談しますか。



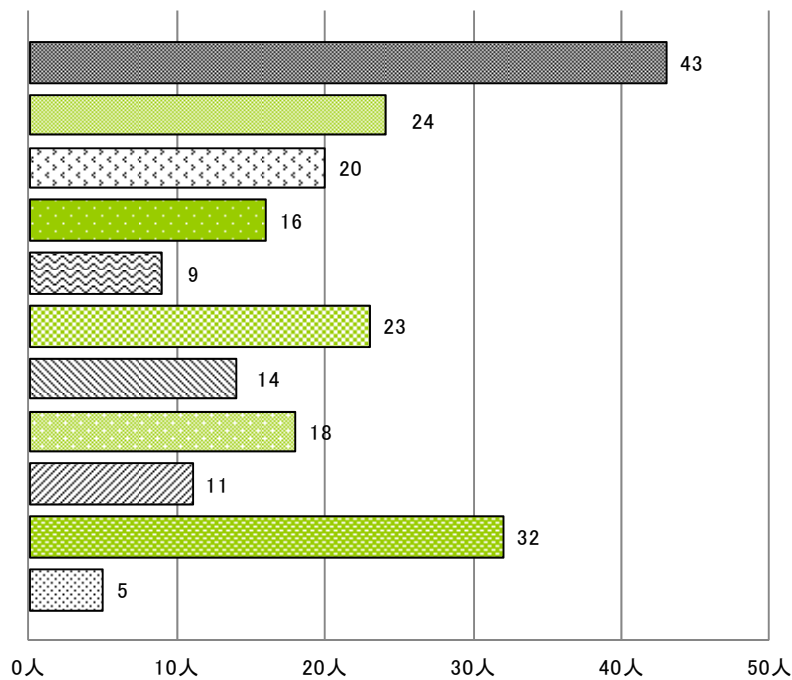
問 1 7 健康保険に加入していますか。



問 1 8 公的年金に加入していますか。



問 1 9 豊橋市の行政サービスに要望することは何ですか。



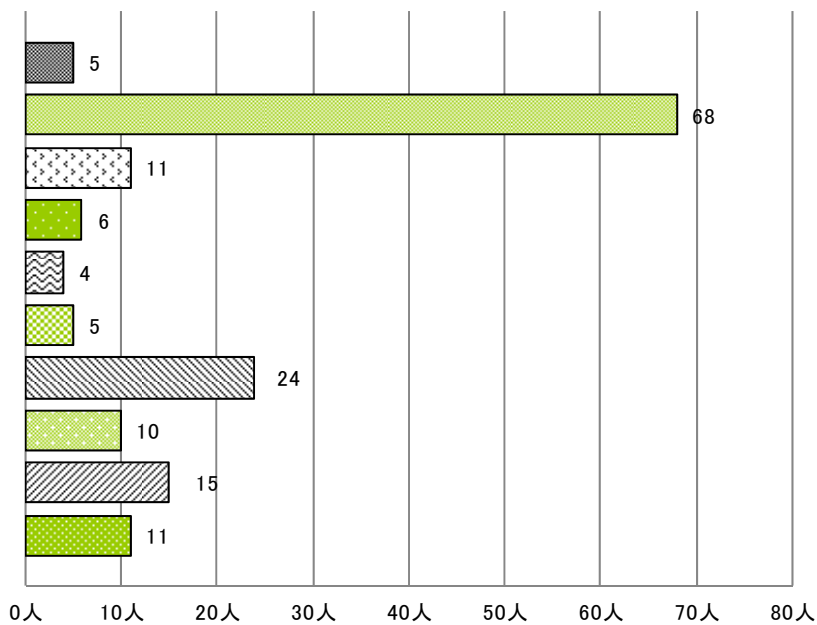
- 制度やサービスの多言語での情報提供
- 申請書、届出書、通知文書の多言語化
- 申請書、届出書、通知文書にふりがなをふること
- 市の外国語版ホームページへの生活情報等の掲載
- 外国語相談窓口の充実

- 生活一般の情報を多言語で提供

- 小中学校の教育の国際化(異文化理解)
- 日本人市民に対する異文化理解の充実
- 生活ルールや習慣等の情報提供をする窓口
- 相互理解の機会の充実

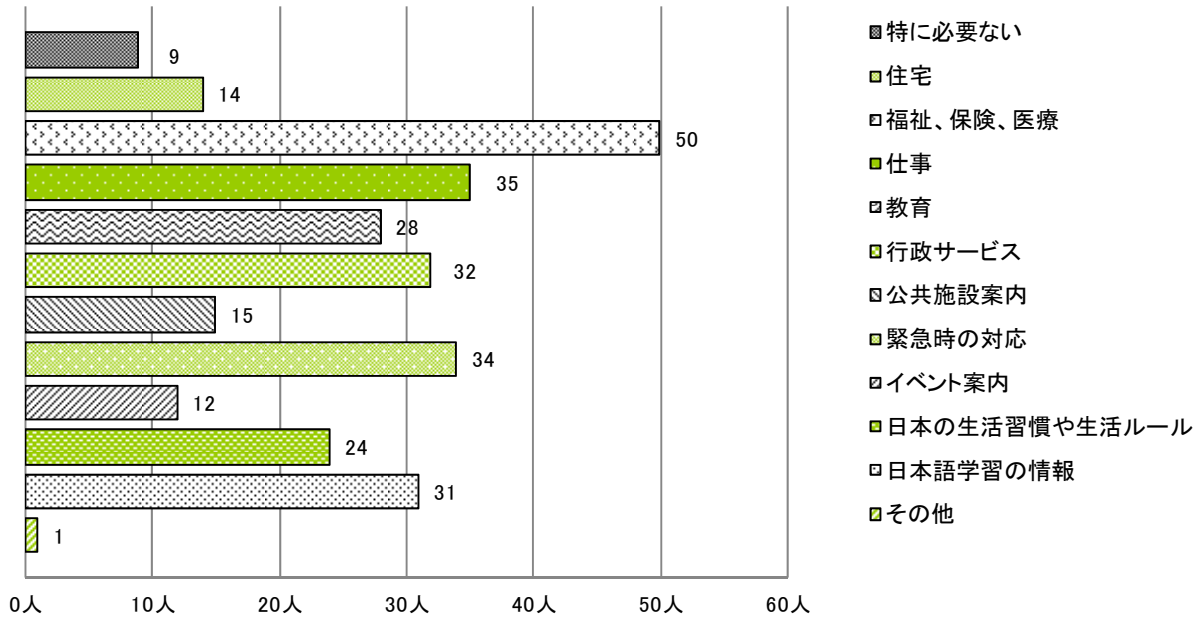
- その他

問 2 0 豊橋市の情報はどこから得ていますか。

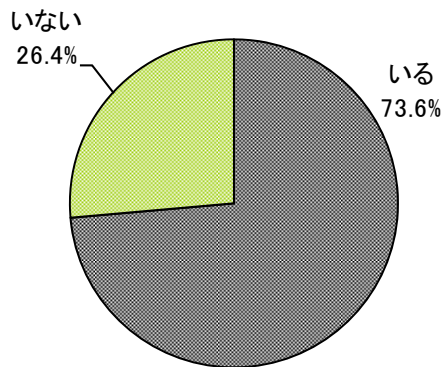


- 広報とよはし日本語版
- 広報とよはしポルトガル語版
- 新聞
- ケーブルテレビ
- FMとよはし
- ラジオニッケイ
- IPCTV
- 豊橋市のホームページ
- 市役所の窓口
- その他

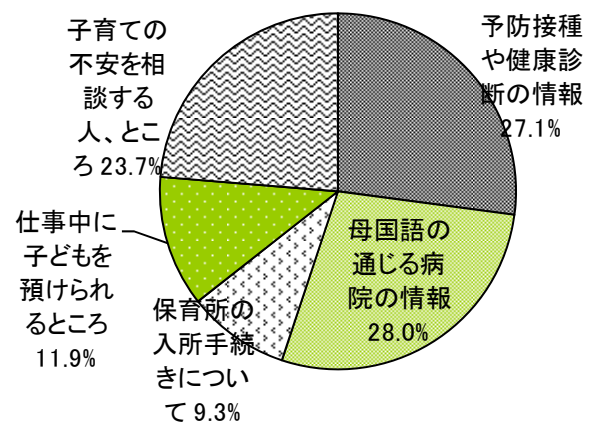
問 2 1 普段の生活において、どのような情報が必要ですか。



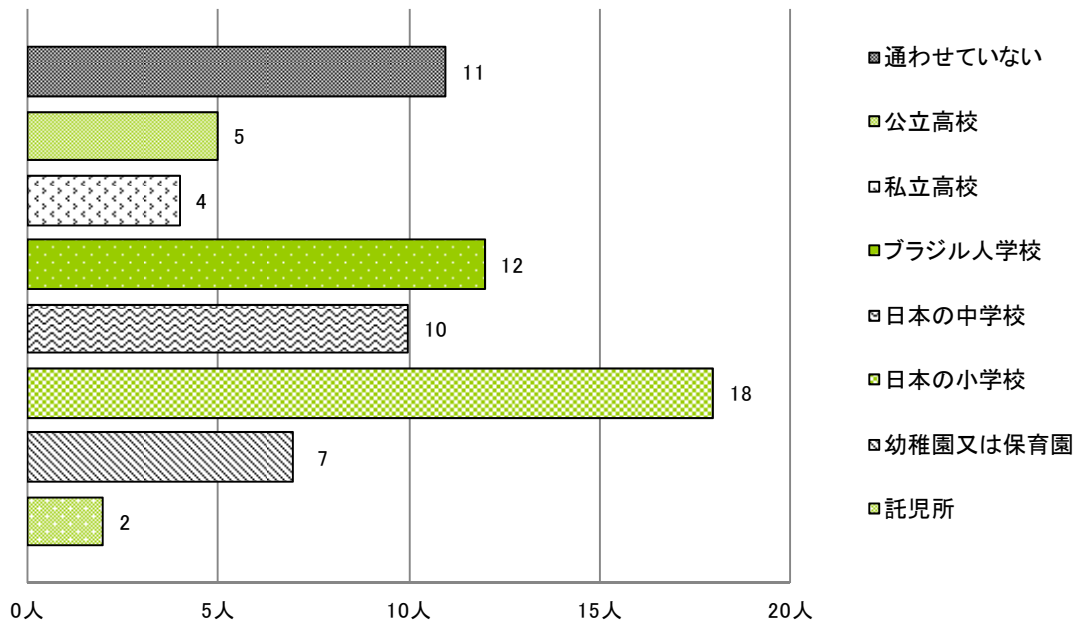
問 2 2 あなたは子どもがいますか。



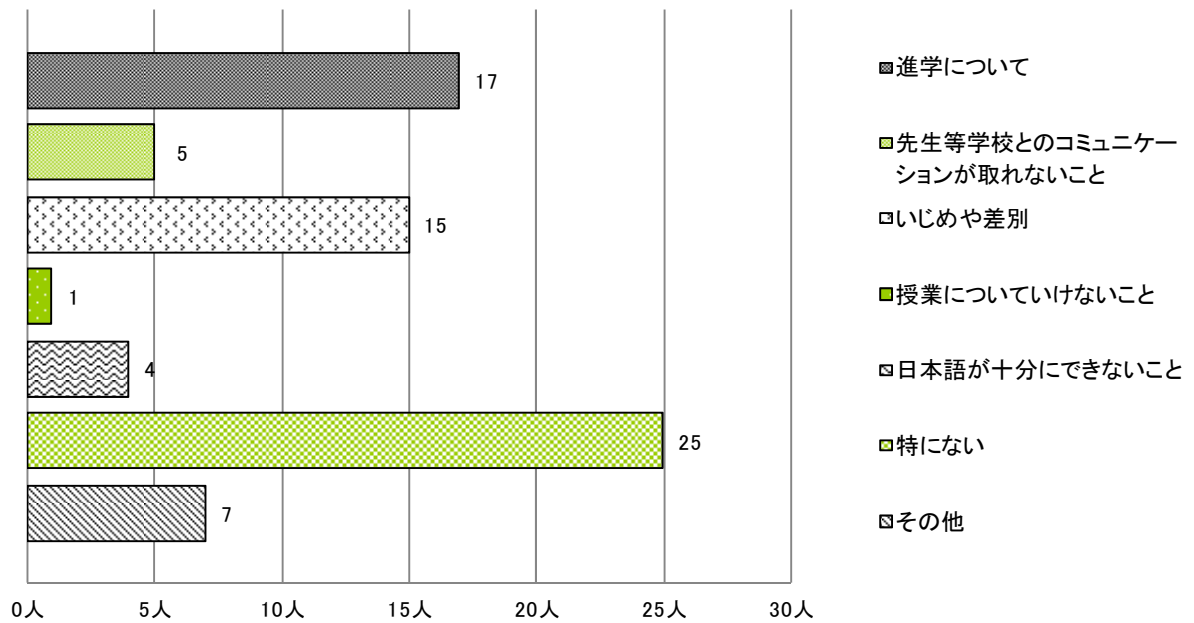
問 2 3 子育てにどんな情報が必要ですか。



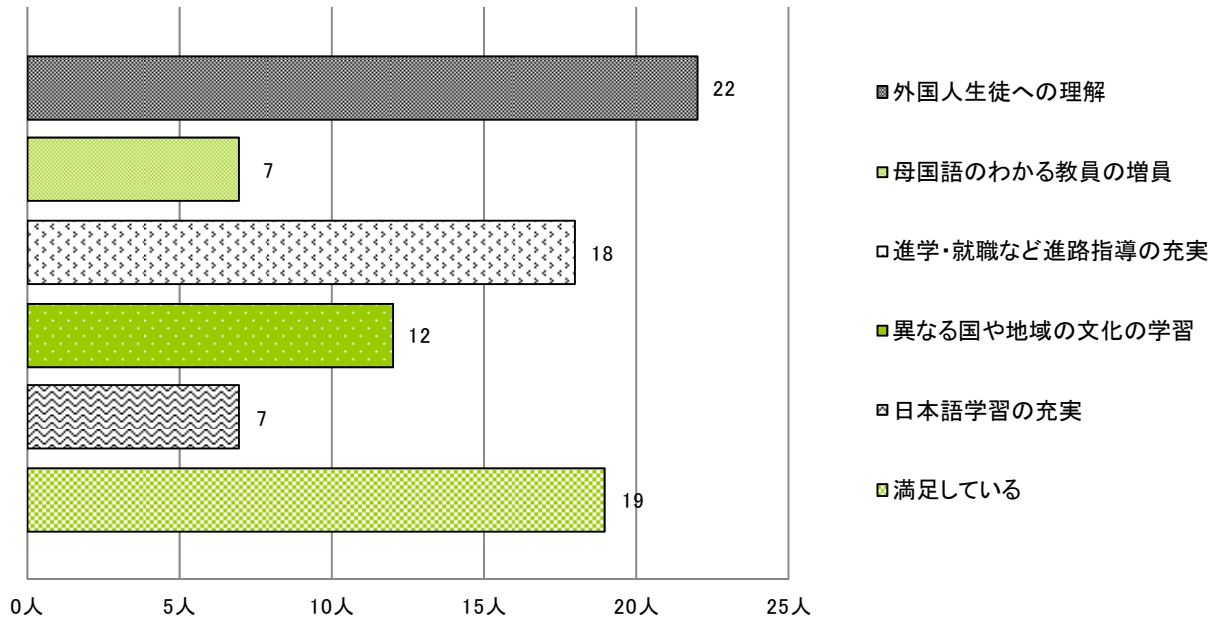
問24 子どもの学校等について、どの学校等に通いましたか。



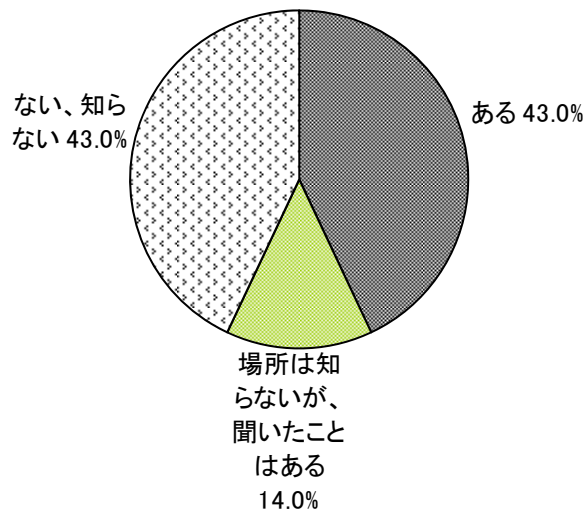
問25 子どもの教育で心配なことはありますか。



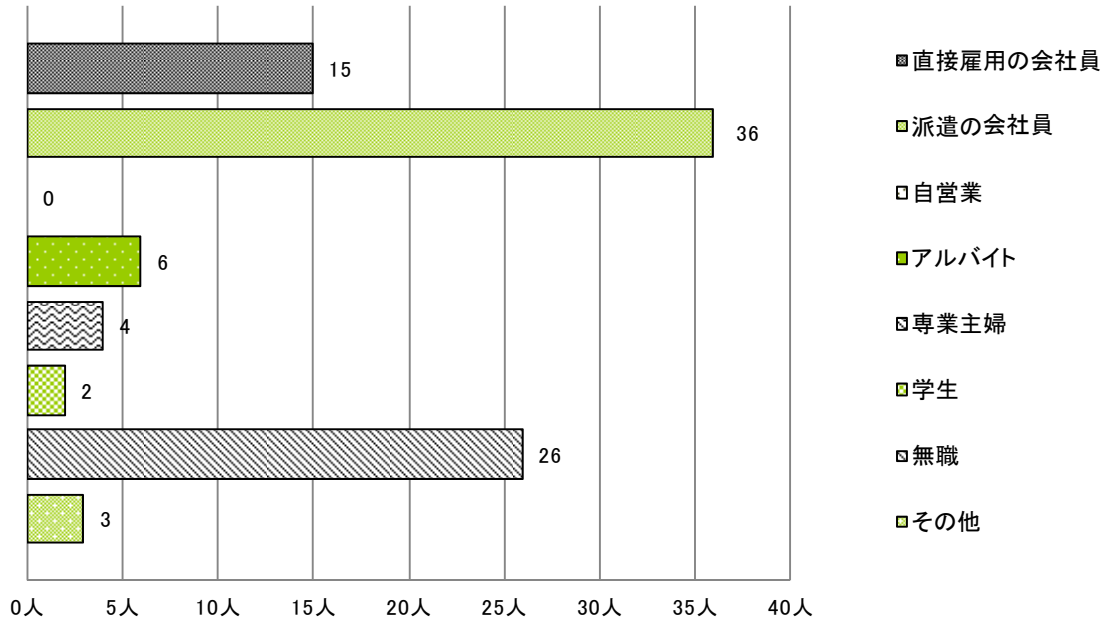
問26 日本の学校に望むことはありますか。



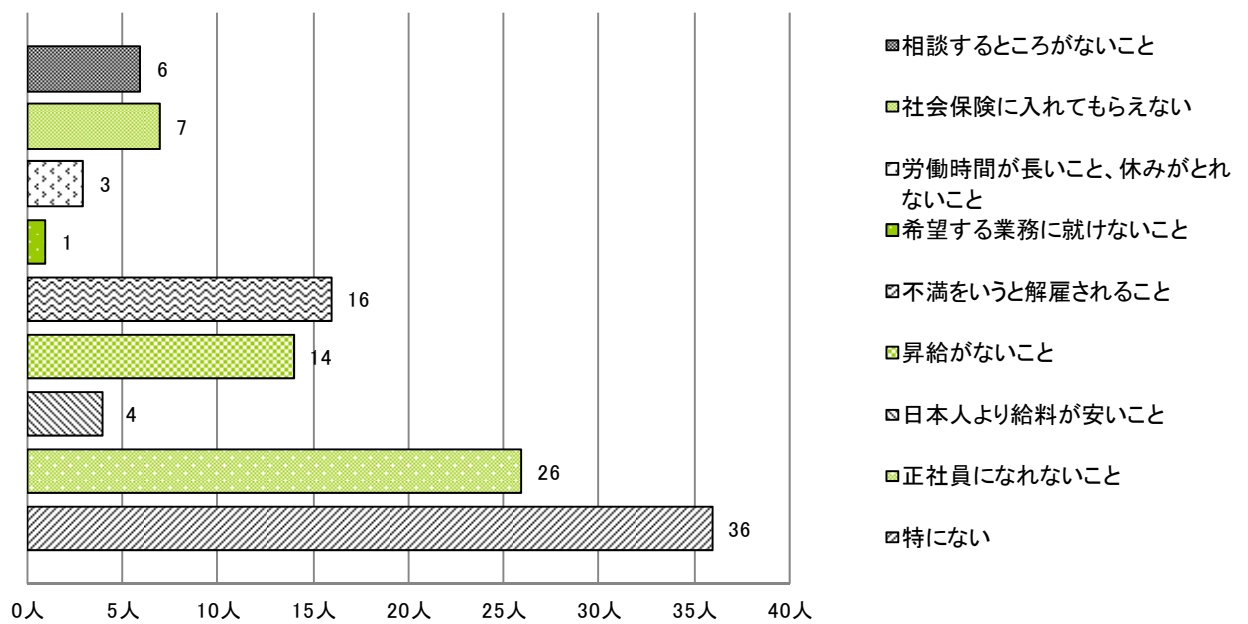
問27 あなたの生活圏において、日本語の学習できる場所がありますか。(子供向けの日本語教室も含む。)



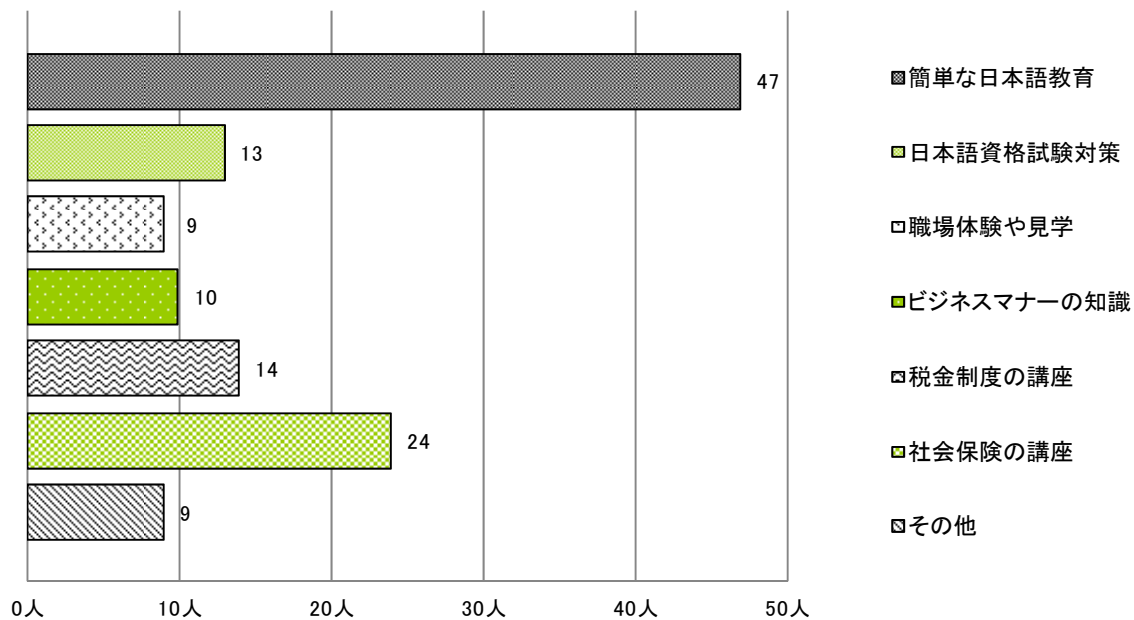
問 2 8 あなたの職業は何ですか。



問 2 9 仕事で不満や差別を感じることはありますか。



問30 どのような就労支援が必要だと思いますか。



2 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議

（1）設置要綱

新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議設置要綱

（目的）

第1条 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の策定をするため、多文化共生推進計画（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、様々な立場の市民より意見を求める。

（構成）

第2条 検討会議は、10人以内の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

（会長）

第4条 検討会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第6条 検討会議の事務局は、文化市民部多文化共生・国際課に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

(2) 委員名簿

新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議委員名簿

（五十音順、敬称略）

氏 名	職 名 等
池崎 勇	豊橋市立小中学校外国人児童生徒推進委員会委員長
竈橋 謙	愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室長
河村 八千子	NPO法人フロンティアとよはし理事長
倉橋 義弘	豊橋市国際交流協会常務理事
鈴木 拓也	豊橋商工会議所総務部長
田辺 豊人	NPO法人ABT豊橋ブラジル協会副理事長
◎名和 聖高	愛知大学地域政策学部教授
青木 哲夫	豊橋市自治連合会理事
舛木 ツトム	外国人市民会議委員
○村松 由起子	豊橋技術科学大学国際交流センター准教授

◎：会長 ○：会長代理

(3) 会議経過

第1回	2013（平成25）年 5月30日（木）
第2回	2013（平成25）年11月 1日（金）
第3回	2014（平成26）年 3月11日（火）

2-2 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議

（1）設置要綱

新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議設置要綱

（設置）

第1条 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の策定をするため、多文化共生推進計画（仮称）策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定会議は、多文化共生社会の実現を図るため、新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の骨子、内容を協議調整し、策定する。

（組 織）

第3条 策定会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、策定会議を代表し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 会長及び委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）別表1の職にある者

（2）公益財団法人 豊橋市国際交流協会の役員から市長が委嘱する者

（部会）

第4条 策定会議のもとに、委員をもって組織する、新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定部会を設置する。

- 2 部会は、次の事項を所掌する。
 - （1）新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の骨子、内容の協議調整を行う。
 - （2）新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の検討・提案事項の協議調整を行う。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）別表2に掲げる課から選出された者
 - （2）公益財団法人 豊橋市国際交流協会のうちから市長が委嘱する者
- 4 部会は、必要に応じて関係者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 策定会議の事務局は、文化市民部多文化共生・国際課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

(2) 会議構成員

① 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議構成員

役 職	職 名	
会 長	文化市民部	多文化共生・国際課長
委 員		防災危機管理課長
〃	企画部	政策企画課長
〃	〃	広報広聴課長
〃	文化市民部	安全生活課長
〃	〃	市民協働推進課長
〃	福祉部	福祉政策課長
〃	環境部	環境政策課長
〃	産業部	産業政策課長
〃	建設部	住宅課長
〃	教育部	教育政策課長
〃	〃	学校教育課長
〃		豊橋市国際交流協会常務理事

② 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定部会構成員

役 職	課 名	
委 員	文化市民部	多文化共生・国際課
〃		防災危機管理課
〃	企画部	政策企画課
〃	〃	広報広聴課
〃	文化市民部	安全生活課
〃	〃	市民協働推進課
〃	福祉部	福祉政策課
〃	〃	保育課
〃	環境部	環境政策課
〃	産業部	産業政策課
〃	〃	商工業振興課
〃	建設部	住宅課
〃	教育部	教育政策課
〃	〃	学校教育課
〃	〃	生涯学習課
〃	〃	図書館
〃		豊橋市国際交流協会

豊橋市多文化共生推進計画 2014 - 2018

平成 26 年 3 月

発行：豊橋市文化市民部多文化共生・国際課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

電話 (0532) 51-2007

